

2 令和5年第2回越知町議会定例会 会議録

令和5年6月12日 越知町議会（定例会）を越知町役場議場に招集された。

1. 開議日 令和5年6月12日（月） 開議第2日

2. 出席議員（10人）

1番 小田 壮一 2番 上岡千世子 3番 箭野 久美 4番 森下 安志 5番 小田 範博
6番 市原 静子 7番 高橋 丈一 8番 武智 龍 9番 岡林 学 10番 山橋 正男

3. 欠席議員（なし）

4. 事務局職員出席者

事務局長 田村 幸三 書記 岩佐 由香

5. 説明のため出席した者

町長 小田 保行 副町長 國貞 誠志 教育長 織田 誠 教育次長 大原 範朗
総務課長 井上 昌治 会計管理者 金堂 博明 住民課長 小松 大幸 環境水道課長 箭野 敬祐
税務課長 金堂 博明 建設課長 岡田 孝司 産業課長 武智 久幸 企画課長 國貞 満
危機管理課長 谷岡 可唯 保健福祉課長 西森 政利

6. 議事日程

第1 一般質問

開 議 午前 9時00分

議 長（高 橋 丈 一 君）おはようございます。令和5年6月定例会開議2日目の応召御苦労さまです。

本日の出席議員は10人です。定足数に達しておりますのでこれより会議を開きます。

一 般 質 問

議 長（高 橋 丈 一 君）本日の議事日程は一般質問です。越知中学校の2年生が傍聴に来てくれています。記録用に中学校先生、広報用に事務局が写真撮影をすることを共に許可します。通告順に従い8番、武智龍議員の一般質問を許します。なお、本人からの申出のパワーポイントの使用を認めます。8番、武智龍議員。

8 番（武 智 龍 君）おはようございます。まず最初に、先日行われました33号線の落成式、またその祝賀会には職員の皆さんも大変お骨折りいただきまして、お疲れさまでございました。ありがとうございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告順に従って質問をさせていただきます。

まず最初に、通告1. 町長の政治姿勢についてお尋ねします。

3月定例会は、その年度の政策や予算を審議、決定する重要な場ですが、町長から5年度には何に重点を置いて取り組みたいのかというお話が聞けなかったように記憶しております。首長の施政方針を職員や住民代表の議会が共有し、一致団結して取り組むことが非常に重要だと思いますが、年度末までまだ4分の3に相当する期間がありますので、この際、説明していただきたいと思います。

町長のお話の前に、パワーポイントをちょっと見て、前の画像を見ていただきたいと思います。

これは、最初は、すみません、ちょっと照明を落としてください。これはイメージ画像ですが、私が若い頃、ある助産師さんから、赤ちゃんはなぜ両手を握って産まれてくるか知っていますかと言われました。何も言えない私に、赤ちゃんは夢と希望を握って産まれてくるんですよ。だから、親も周りの人たちも、その夢がかなえられるよう一生懸命応援してあげないといけないのよと聞かされた記憶があります。今日はその

夢と希望をかなえるために、一生懸命頑張って勉強されている本町の中学校2年生18人が見学に来ていただいております。私たちにとっては、彼らはやがて越知町をはじめ日本の将来を担っていただける希望の星でもあります。町長の施政方針の話聞く機会に巡り会えたことは、大変大きなチャンスではないかと思っております。では、町長、よろしくお願いいたします。

議長（高橋丈一君）小田町長。

町長（小田保行君）おはようございます。武智議員の御質問に答弁申し上げます。今のお話、私も、夢と希望を握って産まれてくるというのを初めて聞きましたけれども、ちょうど私ごとでありますけれども、先月、孫が誕生したばかりで、ぐうを、よう今もよう見ておりますが、非常に子どもたちというのが、越知町の未来にとって非常に重要な存在であると考えております。

御質問の件ですが、毎回行政報告、そして議案の提案説明はさせていただいております。また、重要な事業につきましては、議員全員協議会で事前にお話をさせていただいておりますが、昨年4月から私の3期目がスタートしました。昨年の6月定例会におきまして、3期目につきましては、人が集まり、にぎわいのある町を目指します。魅力のある町には人が集まることから、町民の皆さま方の参画を得ながら、経済の循環により活力のある町をつかっていきたいと考えております。その上で、総合振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略に沿って、PDCAサイクルをきちんと回していきます。その上で、磨き上げと新たな挑戦もしてまいり所存であります。加えて、要望活動は積極的に行ってまいりますが、国や県との連携をこれまで以上に深化させていく決意であります。と所信表明をさせていただきました。ということで、基本としまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略を軸に、計画、行動、そして分析、検証、取り組みを進めていく。そこを基本にしていきたいと考えております。

今年度はということでございますが、何事も一長一短にはいかないもので、ハード、ソフト事業の組み合わせ、継続性も重要であります。特に、子育て支援と教育力の向上に力を入れていきたいと考えております。来年4月から、幼保連携型認定こども園に移行することもあり、幼児期からの支援や環境整備を図ってまいりたい。また、今議会には、子育て世帯の負担軽減のため、医療費自己負担分の助成を18歳まで拡充する議案を提案させていただいております。今回、中学2年生の皆さんが傍聴に来ていただいております。ちょうど小学校5年生のとき、4年生かな、ふれあい高新でポスターの写真に写ってくださった学年だと記憶しておりますけれども、はや、中学校2年生かということで、非常にうれしい感じがあります。今回、中学生の皆さんが傍聴していただいたことによって、将来の越知のことを考えていただける機会になればと思

ますので、よろしくお願いいたしまして、どちらにお話ししたか変なことになりましたが、以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（高橋丈一君）武智龍議員。

8 番（武智龍君）ありがとうございます。普段なら、ここにおる大人同士のやり取りになるんでしょうが、非常に後ろを意識しながら、未来のためと思って、しゃべりたいというふうに心がけておりますので、よろしくお願いします。それと、最近ちょっと右の耳に障害がありまして、自分の声もちょっと大きくなり過ぎていますが、御容赦願いたいと思います。

では、通告の2番目、ふるさと納税と基金について担当課長にお尋ねをいたします。まず最初に、過去5年間の年度別の合計の寄附金額と使途について、指定のあった寄附金額がありましたら、これについても御報告していただきたいと思います。よろしくお願いします。（「議長、小休をお願いします」の声あり）

議長（高橋丈一君）休憩します。

休憩 午前 9時09分

再開 午前 9時10分

議長（高橋丈一君）再開します。國貞企画課長。

企画課長（國貞満君）おはようございます。武智議員に御答弁いたします。平成30年度から令和4年度までの5年間の年度別の合計寄附金額は、平成30年度が1億3,681万500円、令和元年度1億9,556万円、令和2年度1億5,172万4,945円、令和3年度1億1,665万9千円、令和4年度1億5,502万500円、5年間の合計金額は7億5,577万4,945円です。ふるさと納税は、返礼品代、送料や事務的経費を合わせたものが寄附金額の5割以内になるように指導されています。よって、寄附金額の5割程度が町の収入となり、事業に活用できる金額となります。

次に、使途について指定があった寄附金の使途ごとの5年間の合計金額は、産業・経済・観光づくりのための事業へ9,794万円、防災の強化のための事業へ5,201万6千円、教育の充実及び青少年の健全育成のための事業へ1億7,749万1,500円、スポーツ振興のた

めの事業へ1, 624万4千円、その他町長が町づくりのために必要と認める事業へ4億926万7,945円、令和4年度は12月豪雪災害へ281万5,500円となっています。以上でございます。

議長（高橋丈一君）マイク確認で休憩します。

休憩 午前 9時13分

再開 午前 9時13分

議長（高橋丈一君）再開します。武智龍議員。

8番（武智龍君）ありがとうございました。全てが用途を指定していただいているということで、非常に分かりやすい。そして、コロナ禍でも全国からいただいたと思いますが、全国の応募がある皆さま方も、やはり青少年の育成ということに寄附金をかけていただいているところで、非常にうれしく思いますし、金額的には、その他の項目も多いような気がします。これは、事業の件数も町長の裁量によって多いわけですので、はっきりとこういうふうに、国民も同じことを考えていただいているということに感謝を申し上げたいと思います。

それでは、今度は基金についてお尋ねをしたいと思います。ふるさと基金の令和3年度の用途と成果の説明をお願いしたいと思いますが、事業そのものは複数の課で実施されているのではないかというふうに思います。今後の今日の質問の時間配分のこともありますので、（2）と（3）、次の質問も共通ですが、各課が特に重要と位置づけて取り組んだ事業について、1件ぐらいで結構ですので、どのような課題を解決するために、あるいはどういう目的や目標を掲げて取り組み、どんな成果が得られたかということをお説明いただきたいと思います。3年度につきまして、既に4年の9月の議会で決算審査のときに成果の有無などのチェックは議会で言い、報告もいただいているものもあるかと思いますが、重点的なことを簡潔に説明願います。

議長（高橋丈一君）井上総務課長。

総務課長（井上昌治君）おはようございます。それでは、私のほうから御質問のありました令和3年度の基金の用途と成果ということで、代表的なもの、あと金額のほうの説明をさせていただきたいと思います。

まず、令和3年度のふるさと応援基金の充当の決算額でございますが、合計で1億162万1千円となっております。ふるさと応援基金は、先ほども答弁がありましたように、寄附金の目的に沿った事業の一般財源分として充当をさせていただいております。

まず、産業・経済・観光づくりのための事業ですが、合計の充当額が1,594万5千円となっております。代表的なものを1つ上げさせていただきますが、中で観光協会に委託しております観光地清掃業務として401万9千円を充当しております。これにつきましては、「竜とそばかすの姫」の聖地巡礼と、コロナ禍においても多くの観光客が訪れる中、宮の前公園やキャンプ場等のトイレ清掃など、観光客に気持ちよく利用していただくために重要な事業であると考えております。また、防災強化のための事業に697万8千円でございます。

続いて、教育の充実及び青少年の健全育成のための事業に合計3,372万2千円です。代表的な事業としましては、通学対策としてスクールバス・ハイヤー事業に1,234万3千円を充当しております。小学校閉校後も山間地域から通学する子育て世帯を支援し、多様な生活様式への対応や集落維持にも効果を発揮していると考えております。スポーツ振興のための事業に合計105万3千円でございます。

その他町長が町づくりのために必要と認める事業に合計3,792万8千円でございます。代表的な事業としましては、町民バス運行事業に1,260万9千円を充当しております。町内における移動手段確保のための事業で、令和3年度は延べ4,674人に利用いただきました。令和3年度の使途と主な成果は以上でございます。

議長（高橋丈一君）武智龍議員。

8番（武智龍君）ありがとうございます。各課から話があるかと思ったら、総務課長まとめてしていただきましたので、非常に気をつけていただいております。

では、質問項目3つ目の令和4年度と5年度のふるさと基金の使い道について、これはまだ進行中のものもあります。決算も上がっておりませんので、目的と事業別の金額について御説明いただきたいと思いますが、どうも今、先ほどお聞きした事業の中には、このふるさと基金がある前から別の一般財源等で充てていたものの財源の振替というような事業もあるように思いますので、その振替でないものがあれば、それを挙げていただきたいと思います。

議長（高橋丈一君）井上総務課長。

総務課長（井上昌治君）武智議員に御答弁申し上げます。令和4年度、令和5年度それぞれ予算ベースでお答えをさせていただきます。また、財源振

替でない事業ということでしたが、この件に関しては、事業費を説明した後で、また一つ説明も入れさせていただきたいと思います。

まず、4年度のふるさと応援基金の充当に関してですが、充当予算額は合計で7,797万3千円となっております。目的別で申しますが、産業・経済・観光づくりのための事業に1,068万5千円、防災強化のための事業に517万2千円、教育の充実及び青少年の健全育成のための事業に1,572万円、スポーツ振興のための事業に105万3千円、その他町長が町づくりのために必要と認める事業に4,337万6千円であります。財源振替というところの御質問もありましたが、代表的な事業をまずちょっと挙げさせていただきますと、その他町長が町づくりのために必要と認める事業の中で自治会広報紙の配布等事業交付金に260万3千円、町民バスのラッピング事業に227万7千円などがあります。

続けて、令和5年度の充当予算額を申し上げます。合計で9,278万9千円となります。寄附の目的別では、産業・経済・観光づくりのための事業に合計で1,399万5千円、防災の強化のための事業に604万3千円、教育の充実及び青少年の健全育成のための事業に2,370万3千円、スポーツ振興のための事業に322万7千円、その他町長が町づくりのために必要と認める事業に合計4,232万1千円となっております。令和5年度の特徴的な事業としましては、防災の強化のための事業の防災行政無線の設備、蓄電池交換業務に440万円、また、教育の充実及び青少年の健全育成のための事業の中学生国内英語研修に205万7千円などがあります。ここで、先ほど財源振替でない事業ということの御質問がありましたが、このことについて少し答弁をさせていただきたいと思います。

ふるさと応援基金につきましては、ふるさと寄附金を有効に活用するために基金に積み立て、寄附目的に沿った事業の財源として充当しているものであります。令和3年度の基金、寄附金額と積立金額は先ほど申し上げたとおりで、取崩しの金額も先ほど申し上げましたが、ここ数年は1億円を上回る寄附を頂いておりますが、年度ごとの寄附金の寄附額の変動は大きく、安定した基金運用のために基金残高というものがございまして、令和3年度、決算ベースですが、年度末の基金残高は1億750万9,974円となっております。安定したこの基金運用のために、この程度、1億円程度の基金残高は必要と考えており、現在の状況では、ふるさと応援基金を今以上に取り崩すというところは、少し難しいというふうに考えております。先ほど質問がありました財源振替のところなんです、ふるさと応援基金につきましては、一般財源になる分に振り替えておるといことで説明をしましたが、このことは、令和5年度の当初予算を見ていただくと、ふるさと応援基金を先ほど説明しました9,278万9千円を充当して、なお財政調整基金のほうから2億円を取り崩すという予算となっております。それで、取り崩した後の基金、

財政調整基金の基金残高は約4億円を見込んでおりますが、令和3年、令和4年度につきましては、財政調整基金の取崩しがなかったものの、依然として厳しい財政状況であることは議員も御理解いただいていると思っておりますが、このふるさと応援基金を一般財源の振替として利用するところではなく、例えば新たな事業にふるさと応援基金を充当した場合は、今まで充当していた各事業の分の財源が一般財源化することになってしまいます。そうすると、先ほど2億円の取崩しという財政調整基金の話をさせていただきましたが、さらなる財政調整基金の取崩しも必要となってくるという状況になります。

こういうことから、今現在ふるさと応援基金のほうは、財源振替という形に見えるやもしれませんが、その財源振替という部分は、寄附目的に沿った必要な財源に充てているという形で御理解いただければと思います。以上でございます。

議長（高橋丈一君）武智龍議員。

8番（武智龍君）総務課長が非常に町財政運営のやりくりの厳しいところを分かりやすく、理解をしてほしいということで御答弁をいただきました。それは、非常に私たちも理解した上でも、立場の違う立場から質問ないし提案ということになっていきますので、今度はその点も御理解いただいて聞いていただきたいと思っております。ありがとうございます。

では、通告の3番目の少子化対策について関係課長にお尋ねいたします。令和4年度の国の少子化対策を目的とした交付金を活用した事業内容と成果について説明をお願いします。私は、この交付金とくらせていただきましたが、交付税とか補助金などもあるかもしれません。特に補助金は、使途が限定されていると思っておりますが、交付税や交付金の場合は、自治体の自由度がある、裁量の幅広いのではないかと思いますので、本町独自の事業で成果が上がっている取り組みがあれば、その内容について御説明いただきたいと思っております。

議長（高橋丈一君）西森保健福祉課長。

保健福祉課長（西森政利君）おはようございます。武智議員にお答えします。国の交付金等を活用した少子化対策、子育て支援に関しましては、保健福祉課をはじめ、いろいろな課で事業を行っておりますので、今日はライフステージごとにピックアップして、事業等を説明させていただきたいと思っております。

まず、出会い・結婚に関してですが、企画課が担当しております事業ですが、こちらのほう、ちょっと国費のほうは入っておりませんが、独身の出会いの機会の充実や拡大を図るため、こうち出会いサポートセンターへの登録支援を行っております。国費が入っている事業として、こ

れから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、家賃や引っ越し費用などを補助する結婚新生活応援補助金を交付しております。令和4年度の実績ですが、1件交付しております。

続いて、妊娠・出産についてですが、保健福祉課が担当している事業で、保健福祉センターにて子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点みらいを開設しております。子育て世代包括支援センターでは、妊娠・出産・子育てに関する相談支援の窓口となっており、母子手帳の交付や妊婦健診受診券の交付などの支援を行っております。また、産後ケアという事業を行っており、助産師の相談支援を行っております。令和4年度の母子手帳交付数は18件で、妊婦の相談や訪問の件数は38件あります。産後ケアの事業の利用件数は2件ございます。子ども家庭総合支援拠点みらいでは、妊娠期から支援が必要な妊婦さんや支援が必要な児童等を対象に相談支援を行っています。要保護児童対策地域協議会の事務局ともなっておりますので、関係機関とも連携を取り、それぞれのケースに応じた対応を行っております。令和4年度の要対協の支援対応ケース数は9ケースございます。2ケースは、令和4年度中に終結をしております。

次に、乳幼児期ですが、教育委員会が担当しております保育園、幼稚園の3歳児から5歳児までの保育料・授業料の無料です。これは、平成30年の6月15日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2018により、令和元年10月から無償化が実施されました。令和4年度の対象園児数ですが、保育園が66名、幼稚園が10名です。

次に、学童期になると少子化対策ではなく、教育に対する交付金などになってきます。このほかにも、児童手当の給付などもありますが、国の交付金、交付税措置等により、様々な少子化対策、子育て支援の事業を行っております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）武智龍議員。

8番（武智龍君）詳細ありがとうございます。少子化対策というのは、非常に国もきめ細かくやっけていただいているので、全国の市町村がその国の対策を経て、一生懸命取り組んできていると思います。ありがとうございます。

それでは、（2）について町長にお尋ねしたいと思います。岸田総理は、少子化対策は待ったなしの状況にあるとして、5年度から異次元の少子化対策を行うと明言し、骨太の方針に盛り込むべく5月26日の経済財政諮問会議に、少子化対策大綱の骨子案を示したというふうに報道されました。その後、どんどんと進展をしていくというか、これが閣議決定される見通しではありますが、決定されれば、既存事業等の充実強化とか新たな事業などが始まると思われま。本町でも、幼稚園の廃止が目前に迫るなど、少子化対策や若者定住対策は待ったなしの状況にあり

ます。

ちょっと画像を見ていただきたいと思います。

これは、新聞に出た記事です。流しますが、全国の出生率の変化、これは高知県内の出生者数や出生率の変化です。これ、新聞記事をまとめたものなんですけれども、少子化の大きな要因といたしまして、未婚者が増加している。そして、出産意欲が減退している。その2つでくくられているようにも思います。それで、高知県の中山間地域再興ビジョン策定検討委員会というのは、今年設置されましたが、その中で20代前半の就職期の女性が県外へ流出していることが大きな問題ではないかというふうに取り上げられています。この県外流出の理由を別のところでは、これは宮本みち子さんという千葉大の名誉教授のコメントですけれども、東京に転入した独身男女に聞いた結果です。1つ目は、地方には教育機会や仕事が少ない。そして、地方は女性の地位が低いと、こういう理由で流出するということが分かってきました。それで、必要なことは何かといいますと、若者がどんな人生を送りたいか考えられる環境づくりなどが、地方でも女性が活躍できる環境づくりが必要ですよということをこの宮本教授が言っておられます。そして、高知県の中山間地域再興ビジョン策定委員会では、中山間地域でも仕事ができるデジタルフォーメーション、それから就職期の女性が出て行かない、あるいは県外からも選ばれるような地域づくりが必要だと、こういうふうなことが今までの検討委員会ですでに出されております。

それで、政府の少子化対策というのは、この6月2日の高知新聞に紹介されておりました。それをずっと見てみますと、政府の支援策は既婚者向けの施策が中心でありました。そして、そこから感じたことは、子育て世帯が少ない地方、当町のような地方には、量的、金額というやつですか、量的効果が期待薄ではないかと。ということは、支援効果は子育て世帯が多いほど大きいのではないかと。これは、先ほど質問にも経済効果ということはある程度理由はなかったかな。外から見ていくと、こういうふうに私がまとめてみました。

必要なことは、子育て世帯を増やす、若者定住について独自の対策が必要ではないかという提案でございます。こういうことが私の一つの提案ですが、これも頭に入れて、町長から、国の支援は全国自治体でも享受できますけれども、効果的な成果を打ち出すかは、自治体の政策、立案能力にかかっていると思うので、本町は今後、この国の支援策を活用して充実させたい事業、あるいは課題解決のために新たに組みたいことがありましたら、町長の考えをお伺いしたいと思います。

議長（高橋丈一君）小田町長。

町 長（小 田 保 行 君）武智議員に御答弁申し上げます。岸田総理が言われておる異次元の少子化対策ということではありますが、私が今感じておるところでは、まだ国としてやることの項目を挙げられておると。例えば児童手当の年齢の引上げ、それから大体決まっておりますけれども出産費用に係るものを上げるといったことで、国としてやるべきことを今進めておられるというふうに思います。一方で、地方に対してどうなのかといいますと、地方交付税とかその少子化対策に特化した交付金とかというのは、まだまだ今のところ具体的な話はありません。そういったことで、これまでどおり少ない財源の中で、どういったことをやっていくかということが肝だと思っております。

ここでは、新たに組みたいことは何かということですが、後の御質問でも若者定住支援というお話もありますので、今、国からのお金がこれだけ来るからこれをやりますということにつきましては、まだ具体的には検討していること、あるいは決定したことはありません。これまでコロナ禍の中で非常に子育て世代は非常に生活も厳しいという状況もあり、いろいろな支援をさせていただきました。それは物価高騰対策でもそうでありまして、やっと今コロナ禍が5月8日から5類に移行したということを受けて、だいぶ様子が変わってきました。御指摘のやはり結婚するという若い人たちが非常にいないということでもありますので、出会いの機会であるとか、例えば結婚について、私たち世代からすると、やっぱり結婚するということは、人生の中において非常にいいことであるということは啓発させていくということが大事だとは思っております。ただ一方で、自由度という部分でいくと、今の若い方たちの考え方はまた違うというところもあろうかと思っております。そういったことで、いろいろな方法があると思っておりますけれども、そういったことを職員ともども、これから具体的にやっていきたいというふうに思っております。以上であります。

議 長（高 橋 丈 一 君）武智龍議員。

8 番（武 智 龍 君）このことについては、もっともっと深掘りをして議論したいと思っていたところです。ちょっとテーマが多過ぎるんで、このアウトラインを考えた上で、今後進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

では、この全体の若者定住対策について町長にお尋ねをいたします。（1）番として、本町の結婚・新生活応援補助金制度、今、西森保健福祉課長から4年度は1件あったということでございますが、令和5年3月定例会のときに、この金額の見直しについてお尋ねをしたところ、もう少し時間を要すると、時間をいただきたいということだったので、その後まだ3カ月、もう3カ月、まだ3カ月かもしれませんが、どのように検討されているのかお伺いします。

議長（高橋丈一君）國貞企画課長。

企画課長（國貞満君）武智議員に御答弁いたします。3月定例議会におきまして、越知町結婚・新生活応援事業は、国の制度に基づき町が実施しているもので、令和3年度から開始して2年が経過したところで、この補助金は国の補助金が2分の1であり、県内の自治体も同様同額であること、※一般の国の少子化対策の加速化により、補助要件緩和等の制度変更も考えられるため、引き続き検討していきたいと考えていると町長が答弁しています。3月定例議会以降、令和5年度からは世帯所得が500万円未満に緩和され、対象者が少し拡大しています。補助金額の改正だけでなく、これまでの実績、その他の財源等検討課題はたくさんあり、2、3カ月で結論が出せることとは考えていません。今後も県内の自治体の状況を確認しながら、本町に合った補助金を引き続き検討していきます。以上でございます。（「議長、ちょっと小休を」の声あり）

議長（高橋丈一君）休憩します。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時46分

議長（高橋丈一君）再開します。國貞企画課長。

企画課長（國貞満君）訂正させていただきます。町長の3月議会の答弁におきまして、越知町結婚・新生活応援事業は、国の事業に基づき町が実施しているもので、令和3年度から開始して2年が経過したところで、この補助金は国の補助金が2分の1であり、県内の自治体も同額であること、※今般の国の少子化対策の加速化により補助要件緩和等の制度変更も考えられるため、引き続き検討していきたいと考えていると答弁しておりました。以上です。

議長（高橋丈一君）武智龍議員。

8番（武智龍君）これ以上結構です。話もぼつぼつとは聞いておりますので、これでいいですが。金額のことは、私は知りませんので、縛りがあるというところが知らなかったのも、ちょっと低いんじゃないかということで3月議会のほうで聞いておりますが、1つは、件数実績が1件だということなので非常に寂しいなと。これは、町の広報で告知をしたということは分かりました。もう少し対応を強化して、告知の努力を

すれば、補助金が少なくても、金額が少なくても、利用者はもっとおったんじゃないかというふうに思いますので、今後確かめていただきたいと思ひます。これについては、また続いて、関連のことでお伺ひしたいと思ひます。

それでは、次に、町長にお伺ひしたいと思ひますが、県内では10年前から積極的に定住対策に取り組み、年間40件前後の実績を上げて、人口が増えた年もあるなど、非常に大きな成果を上げている町があります。本町が行ってきた定住政策には、結婚・新生活応援補助金制度以外のものもあると思ひますが、その取組内容、それから実績等も説明をお願いしたいと思ひます。

議 長 (高 橋 丈 一 君) 小田町長。

町 長 (小 田 保 行 君) 武智議員に御答弁申し上げます。これまでの実績ということも含めて御答弁させていただきますが、まず、平成26年度に建設しましたフォレストタウンおちについては、小舟団地に次ぐ50戸の公営住宅ですが、現在も町内外から入居の応募があり、現在満室となっております。それから、女川の宅地分譲につきましても、4区画全て完売し、住宅となって子育てに励む若い方が住まわれています。それから、高校生への通学支援、そして今議会に提案させていただいています福祉医療の改正につきましても、医療費の個人負担無料を15歳から18歳まで延長し、手厚い支援をすることで、保護者の経済的負担軽減とともに、定住政策につながるものと考えております。

また、移住の取組みの中で、地域おこし協力隊の採用につきまして、卒業生のうち12人の方が越知町に残り、結婚・出産等を経て、現在家族を含めると30人に増えています。ゲストハウスや飲食店経営、観光事業、農業などそれぞれが越知町になくはない存在として活躍してくれています。

以上、定住政策の一部を述べさせていただきましたが、財源の話、ふるさと納税の額も御質問いただいて、それから、高知県内でも財政規模の大きい、あるいは基金の残高が非常に大きい町におきましては、いろんな手だてを工夫されて、実績を残されておるといふ市町村があることは承知しております。同じように本町ができるかという、そうでもない部分もありますので、そこは町の懐具合、それから予算編成の仕方といったことが関係してきますので、また引き続きこれからも総合的な支援といひますか、お金の高いだけではなくて、やはりこれがあつたらいいねというようなことを細かく精査、検討して、支援策をやっていききたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議 長 (高 橋 丈 一 君) 武智龍議員。

8 番 (武 智 龍 君) ありがとうございます。こうやって若者定住対策など、まとめて政策の成果も共通に非常に大事なことであるし、そういえば、

まだやっていなかったかなと、声を聞いて、また思う。課題はもうそういうふうには並んでいると思いますので、そういうふうに見せていただけるようになったらと思います。

ちょっと画面を見ていただければと思いますが、これから出てくるこの画像、財政運営が非常に厳しいということが分かった上での提案ですので、怒らんと聞いてください。これは、ある町というのが名前がもう出ていますけれども、ある町のホームページの証拠になるのがあったらいいと思うて見ていました。その中に、暮らしの情報というのがありまして、ここをクリックをしていきますと、ここにちょっと見にくいですね。ちょうど角のところ定住に関わるところでこれをアップしますと、令和5年度の四万十町支援制度一覧というところに載っておりまして、この一覧に入っていきますと、何とショッキングな、若者定住促進支援住宅取得補助金最大100万円とか、改修補助金も含めて、これは四万十町家族支え合い居住支援ということで最大100万円とか、住宅取得支援事業補助金、これは50万円プラス50万で最大100万円、これちょっと意味がありますけれども、後で説明します。とか、それから町産材を利用して住宅等を整備する方へ、ということで、これにはいろいろ条件がありますが150万円というふうなのがあります。若者定住支援関係一覧というものをピックアップしました、これ住まいのところに一覧表が載っております、誰でも見れます。まず、若者定住、先ほど紹介させてもらったものですね、これ、それから、その一覧です。先ほど説明した一覧です。この2つ目の青い丸で囲んだほうです。加算上限50万円、これは若い人たちが町の中心部じゃなく、生まれ育ったところとか、小学校があったような中心集落に家を建てた、町から離れたところを寂れさせないために、そこに住む人にはプラス50万円ですよと、こういう補助金の仕組みです。それから、支え合い居住支援というのは、これは子育て世代の人たちが二世帯住宅以上の、つまり1つの敷地の中で一棟でもいいし、二棟でも分かれてもいいんですけれども、じいちゃん、ばあちゃんと孫三世帯が住めるような子育てを家族で支援をしていただける仕組みというものを支援するためのものであります。これらがプラス、プラス、プラスで補助を受けることができるという仕組みにしてありまして、合計で、まだこのほかに下にちょっと赤が薄いのがありますが、これは越知町にもあります合併浄化槽、くみ取りのトイレを水洗トイレに直すと、そういうふうにして住環境をよくするというのを含めると、合計で380万円から500万円の補助が出せますよと、こういう仕組みだそうです。これで毎年40件、特に平成28年には、人口が増加になったと、こういうことです。これが、全て誰がこんな事業を考えたか聞いてみたら、職員の提案で事業化したそうです。職員が答えてくれました。

それらの、先ほど私がふるさと基金のお聞きしたのは、じゃ、この財源はどこから持ってきているかということですが、町の裁量で使えるふ

るさと基金、それから県の補助金、町産材、県の補助金、その他については社会資本総合整備交付金、社総金と言われるもので、子育ての世帯の支援というので、これは5年度からそういう部分でございます。こういうふうにですが、越知町の支援策を充実させるべきではないですかということをお伺いをさせていただきたいと思うんですけれども。

そこで、その3つ目ですね、少子化対策による支援策というのは、経済効果も呼び込むと思われまので、対象者の多寡によって、経済効果に影響することから、対象者を増やすための努力というのが必要ではないかと思えます。そこまでは分かっているよというところで、あとはお金だということですが、そのためには、今後子どもを産み育てる可能性のある若者の定住対策をもっと充実させるべきではないかと思いますが、新たな具体策について町長の考えをお聞きしたいと思いますが、先ほどの御答弁で職員と一緒に総合的な支援を考えたいということまでいただきましたけれども、町長自身がこういうことも考えているので、具体案があればお伺いしたいと思います。

議長（高橋丈一君）小田町長。

町長（小田保行君）武智議員に御答弁申し上げます。四万十町の例を出していただきましたが、四万十町、令和4年度でしたか、社会増減転入転出において、マイナス4人ということだそうです。そういったことで、やはりこういった支援策が有効に作用しているんだろうなというふうには考えておりますが、しかしながら、四万十町、ちょっと手元にもあるんですが、基金の残高が高知県一です。それから、ふるさと納税の額も、うちからすると非常に大きな額で、桁が違うということがあります。

それで、先ほどの繰り返しにもなるかと思えますけれども、やはり本町の身の丈にあったやり方ということをもとに考える必要があるかと思っています。それで、住宅とか仕事とか、こういったことがキーワードになるかと思うんですが、住宅につきましては、今までやってきたことをさらに磨き上げをしていくということが必要だと思っておりますが、今議会に補正予算を上げさせていただいております中間管理住宅を8区にやるようにしております。そういったことで、空き家の多い本町、住宅用の平地の少ない本町でありますので、空き家対策の強化をしていくということが大事だと思っております。ちょうど空き家バンク制度をやっておりますけれども、令和になってからと思っておりますが、最近所有者の方から、空き家バンクへの登録の依頼がちょっと増えてきておるとい状況にあります。物件によって差はありますが、そういった状況の変化が出てきております。

それから、仕事についてでありますけれども、私、越知町の魅力は何ととっても仁淀川であったりとか、横倉山であるとか、やっぱりあそこ

に住んでみたいという自然環境があるということは大きいことだと思っています。実際、仁淀川のほとりに住みたいと言われる方が住み始めてくれています。そういったことで、雇用の場につきましては、町内の企業さんとの連携を強めていくということも、必要だと考えております。それから、独自の仕事、最近キャンプ場を整備して以来、これまでになかった観光事業、いわゆるアクティビティですね、そういったことをやられている事業者も増えてきておりますので、やっぱりそういった本町の特徴的な仕事、海外展開をしている町内の企業もあります。そういった企業さんについて、学生の皆さんにもっともっと周知をしていくということも必要だと思います。中学生ですと、職業体験を随分前から、20年以上前からやっておりますけれども、そういった機会も一つありますが、さらに周知をしていく必要もあろうかと思っています。それから、起業される方もぼつぼつ出てきていますので、新たな起業者支援ということも検討していく必要もあるのではないかなと思っています。

いずれにしても、議員御指摘にありましたように、なかなか財政的には厳しいということを総務課長が再三申し上げておりますけれども、やっぱり効果的なお金の使い方というのは、一番の市町村ではない越知町でありますので、やっぱり身の丈に合ったことをやっていくということを工夫しながらやっていきたいと考えておりますので、御理解いただいて、また、いろいろと御意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

議長（高橋丈一君）武智龍議員。

8番（武智龍君）ありがとうございます。町のトップがそういう考えを持って、本気で望むということがないと職員もなかなかあまりでしゃばるとどうかなというふうに考えるときにこそ、能力の引き出し時のように思います。

町長、最後にまたいろいろと御提案をと言ったので、後になったら忘れる、今言いたい。次のパワーポイントです。

これは、先ほど言った四万十町の仕事紹介、ホームページの中には仕事紹介のところなんです、この中に、ちょっと見にくいですが、これ、思ったより。最新求人情報の新しい企業が加わりましたという、こういう四万十町の広告がありまして、その最新就職情報のところをのぞいてみますと、こういう四万十町のお仕事、正社員公募のコースのところと、それからパートコースのところ、それからハローワークみたいなものがありまして、この中に、たくさん一覧表がありました。正社員コースのところの一例を見てみますと、こういうふうにお仕事、4月にはこういう企業がこういう給料でこういう条件で募集していますという一覧がドーンと真下に出てきます。パートのところにも、同じような条件で出ています。非常に見た人がハローワークに行かずに、四万十町のホームページで、ここに移住したらこういう仕事があるんだということを事前

に分かるというところであろうかと思います。そして、新たな企業が加わりましたというところでは、これ、見にくいですね、社員を募集していますと、これは新たな事業の募集のところ、こういうふうに会社までイメージで画像を出しております。それから、もう一つ先ほど保健福祉課長の話にも出た妊娠・出産のシーンについても、一覧で分かるようにしてあります。子育てについても、一覧でいろんなことが支援していますというの分かるようになっていて、詳しくは担当者に聞きますということで、後ろに番号が書いてあります。

じゃ、越知町はといいますと、先ほど町では移住に力を入れているというお話もありましたけれども、移住者は移住しようかなと思ったときに、自宅からその行き先を検索するわけですが、見たときに、一番最初に画像でもお話しあったように、まずそのお仕事、お住まい、こういうようなところ、それからどういような子育て支援があるかなというところかなと思って見て、ここをちょっと越知町のホームページをのぞいてみましたけれども、四万十町のようにずっとそこへよういきつかんかったですね。中には調べてもらった、ちゃんと出ておりましたが、やっぱり子育て支援とか若者定住に対して、目当ての情報が探しにくいというのが、これも今の時代にとっては非常に大事なことであろうかと思えます。そこで御提案ですけれども、情報発信のポイントは、分かりやすさというところだと思います。

そこで、町長にもう一度伺いたいと思いますが、役場というのは本町で唯一の有能な職員集団、町づくりのプロ集団だと私は思っています。町長以下一丸となってやりたいと、こういうふうに思っていらっしゃるなら、この人口減少対策をその一丸となってやっていただいていると思えますが、さらに新たな取り組みとか、今までの取り組みに対して改善の余地があるようにも思いますが、この点について改善したいというようなものを今、情報提供してもらったんですけれども、このほかにも考えていることは、言われる前から思っていますよということはあるかと思えますので、町長のお話をここでいただきたいと思えます。

議長（高橋丈一君）小田町長。

町長（小田保行君）武智議員に御答弁申し上げます。まず、ホームページについては、今議会で別の議員から質問もいただいておりますけれども、ホームページの更新については、やはり情報にすぐ行き届かない、行き着かないというところは弱点だと思いますので、その見直しはしていく考えは前々から持っていますけれども、まだできていないということで、そこは今後対応していきたいと思えます。

それから、仕事の紹介、メニューをどっさり構えているということで、四万十町のホームページ、非常に充実しておるなというふうには思えます。私としまして、やはり町内企業についてPRを連携して、町と町内の企業さんと連携をしてPRしていくということは大事だと思いま

すし、越知町にはこういった特徴的な仕事があるんだよ、ということもやっていく必要があろうかと思っております。それで、今後いろんなところで見直しはしていく必要があると思っておりますので、そのあたりはこれから進めてまいりたいと思っております。以上です。

議長（高橋丈一君）お諮りします。一般質問の途中でございますが、中学生の傍聴時間も近づいてきましたので、ここで15分ほど休憩を取りたいと思いますが、御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。それでは、10時25分まで休憩したいと思います。

休 憩 午前10時10分

再 開 午前10時25分

議長（高橋丈一君）再開します。引き続き、8番、武智龍議員の一般質問を許します。

8番（武智龍君）あと1、2分でさっきのところ終わるところやった。その続きをちょっとだけやっていきます。

よく聞き古した言葉でございますけれども、金のある人は金を出せ、金のない人は知恵を出せと、こういうふうに言われていますので、私もその貧乏人の中でどうやってやるかというところは非常に訓練をされていますので、こんなことを言って申し訳ないですが、若者定住というのは、結婚とか出産に対して希望が持てる地域づくり、これが一番の基本であろうと思います。国の政策がどうのこの以前に、国の補助が、支援がどうあろうが、やっぱり地元の私たちが、先ほどおったような若者たちに希望が持てる地域をつくっていく責任があると思って、その一員として、3つの提案をさせていただきたいと思います。

1つ目は、チャンスを逃さないという心構えが要るんじゃないかと。私、ふるさと納税がいつまでも続くかどうか分かりません。ということ、1つの例で言えば。それから2つ目は地域間競争、これはもう町長が一番今、先ほども四万十町長といつも何かやらないかんと、こうなっていくと言われましたけれども、地域間競争に勝てる魅力的で効果が得られる支援策の立案、そして縛りのない資金とか制度の活用、こういうようなことに知恵を絞るときじゃないかなというふうに思います。3つ目、良い事例はまねる。すぐに独自のことをやろうとしますけれども、すばらしいものの模倣は想像であるという有名人の言葉を聞いたことがあります。やっぱり良い事例はまねてやってみるということがまず大事。そして、分かりやすい情報発信に心がけていくべきじゃないかと。心がけるというよりも、それを実行することじゃないかなと。若者に選んでも

らう町になるには、豊富なメニューというものが必要。こういうことが私はお伝えをしたいというふうに思っております。

それでは、次のこれはもう町長は何回も登壇していただきましたので、ちょっと私のことを補足で伝えて、町長にはもうお聞きいたしません。答えはお聞きいたしませんので、次の5番目の農作業の人員確保支援について、担当課長にお尋ねしたいと思います。

本町の主要産業であるサンショウの収穫が間もなく始まります。町内や近隣からの人出が確保できにくくなり、多くの農家が人手の確保に四苦八苦しておられます。このため、県外を含む遠方からでも雇いたいが、寝泊まりする場所、自宅ではとても無理、それから、就労農家のローテーション、費用負担などの課題があるので、それもなかなか単独では実行に踏み切れんと、こうした課題をクリアすることが、産業振興につながると、この話を聞いて思ったので、今回、滞在費等の支援ができないかお伺いしたいと思います。

なお、この就労農家のローテーションというのが、ちょっと分かりにくいと思いますが、これは複数の農家をまたいで働くことができるよう、つないでくれる事務局のような人が必要という意味でございまして、ただ、これは課長とも話したことなんですけれども、担当者とも。例えば集落支援員制度というようなものを活用すれば、その方が年限がない、協力隊みたいに年限がないし、職員のように異動はないわけですから、地域の事情が分かって、年々その腕を上げていくことの期待だけできると思って、そういうことを想定しての質問です。

また、費用負担については、労働者と農家だけで賄うのは厳しい。これは誰が考えてもそうであろうと思います。そういう農家の声があるので、これはふるさと基金のような資金を充てて、一部補助をすることはできんかという御相談でございます。

また、この支援の目的として、産業振興以外にも今までにも何度も申し上げてきましたように、サンショウ農家が経営を継続するということは、地域の存続にもつながります。また、遠方から泊りがけできていただいた労働者の方は、今後、観光とか移住にもつながると考えられます。こうなりますと、ウィン・ウィンだけでなく、生産者よし、労働者よし、地域社会よしという三方よしの結果につながっていくと、私はこういうふうに思っております。人員確保に対する支援要請は、何年も前から私以外の議員も提案されて、執行部も副町長中心に前にも言いましたけれども、共同組合事業などの具体的な検討もしてきたところではありますが、必要な多くの人数を通年雇用しなければいかんという越知町の特徴があって、この課題がなかなかクリアできんということで、断念した経緯がございます。

ちょっと画像を見ていただきたいと思います、照明をお願いします。

これは、特別には関係するものではございませんが、この補助について、2020年度、国が旅行とか飲食、イベントなどの需要喚起目的で

1兆6,794億円を投じてG o T oキャンペーンというのを行いましたね。これについて、本町にはどれだけの経済効果があったかということがチェックされていると思いますが、私たちにはそれがちょっとまだ共有できていないんですけれども、こういうこととか、本町のサンショウを生産する3つの事業体、合計の雇用者数がどれだけあるのかとか、それがどういうふうな経緯で増減して、増がないから減っているのか、そして、サンショウを生産するこの3つの事業体を合わせた販売額についてどういうふうになっているのかとか、ほかの産物と比べての比較とか、それから、サンショウ生産者が雇用者を確保できずに規模縮小や廃業した場合の影響について想像したことがあるかとか、こういうようなことを踏まえて、雇用者確保等の課題解決は地域振興に直結すると私は思って、今回御提案をさせていただきました。今回、この滞在費の支援という非常にシンプルな提案ですので、実現可能性も高いと思いますが、支援できないかお尋ねをいたします。

議長（高橋丈一君）武智産業課長。

産業課長（武智久幸君）おはようございます。武智議員に御答弁申し上げます。議員が言われますように、サンショウの収穫作業は、短期間に多くの労力を必要とします。家族労働力だけでは労力が不足する農家が多くあり、親戚や知人などに頼むなどして労力を確保していますが、作業員の高齢化や繁忙期が重なることにより、十分な労働力を確保することができず、困っていることは承知しております。これまでも、収穫時における労働力不足についての御質問をいただいており、県や関係機関と協議してまいりましたが、具体的な支援策や解決策には至っておりません。

今回、支援策や解決策を見いだすための一環として、町内の生産者団体に御協力をいただき、雇用状況調査を行いました。22人の生産者から回答がありましたので、何点か御報告をいたします。まず、サンショウの青実の収穫では、22人中17人、乾燥実の収穫では18人が家族労働者以外に作業員を雇用しております。作業員の雇用延べ人数は、青実が106人、うち町内が65人、乾燥実が94人、うち町内が67人、青実、乾燥実ともに最大雇用人数は10人、最少は1人でした。町外からの雇用は、佐川町が大半を占めておりますが、高知市、香南市など遠方からも雇用しております。年齢別で見ますと、青実、乾燥実の重複人数になりますけれども、60歳未満が33人、60歳から70歳未満が60人、70歳以上が35人となっております。最後に、雇用に関しての悩み事としまして、作業員が高齢化していること、送迎が必要な作業員の雇用が難しいこと、雇用できる作業員が少なくなっていること、また、調査以外での意見になりますけれども、トイレがないなど現場環境の改善を求める意見などがありました。

さきに述べましたように、現時点では具体的な支援策、解決策は打ち出すことができていませんが、今後検討していく上で、農業者や生産団

体の方の努力が当然必要になってまいります。例えばになりますけれども、簡易トイレの設置などによる作業員の現場環境の改善や、雇い主負担による交通手段を持たない作業員の送迎や、交通費、宿泊費等の支給などの処遇改善等により雇用条件を整えた上で、求人募集等を発信していただくことも必要であると思います。それを行うことにより、発生します経費のうち行政としまして、産業振興に必要であると判断できる部分に対して、支援をしていくことなどが考えられます。今回の調査結果を基に、また議員の御助言も踏まえまして、引き続き関係機関と協議を進め、労働力の確保対策、現場環境の改善問題等について対策を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）武智龍議員。

8番（武智龍君）一歩も二歩も前進で、そういう調査をされたら、その課題が明らかになってきたと、これは産業課に限らず、全町の問題であろうと思います。先ほど言いましたように、やまったら環境が悪化すると、畑が荒れるだけじゃなしに、畑に行くまでの道も刈らなくなりますので、住環境自体が悪化する。そこには若者らも住みたくない状況になると、こういうようなことも踏まえて、全職員でこのことを考えて検討していただきたいというふうに思います。

あるその農家も覚悟していると、既に去年あたりは今までは8千円、9千円やったのが1日1万2千円払った人も、それで人を確保した農家もあると、それは本人が言っていましたので。これにまださらに宿泊費を、宿泊してもらってどこかで泊まってもらうとなると、例えば横島の集活センターは素泊まり4千円ですが、そこに労働者が4千円払って泊まれるよと紹介したのでは、これは泊まり手おりませんし、1人の人が1週間で終わって、次の人にいくまでに終わったから帰って、その話を聞いたB農家が、うちにも来てくれんかって、また来ないかと、こういうふうな無駄な経費も本人負担は難しいので、この人をつなぐというところも大きな課題であろうと、調査ではそういうこと出ていなかったですけれども、私が聞いた農家の方は、例えば山椒組合ではちょっと早いと、日程が。作業日程が早いので、これが済んだときに、ヒューマンライフの今度収穫作業にその人が回ってくれると言うておられると、働き手も収入が増えるし、いいんじゃないかと、こういうことを聞いたので、一番最初の冒頭の提案理由の説明ということに至ったわけですので、今後ぜひその真摯にというか、迅速に検討をしていただくようお願いして、この質問は終わります。ありがとうございます。

それでは、通告6つ目の猫の不妊手術代の補助について、担当課長にお尋ねをいたします。本町の猫の不妊手術等の補助金5千円になっておりましたが、これは猫の適正管理に非常に役立ってまして、うちでもやりました。野良猫などの飼い猫以外に対しては、自己負担をしてまで

不妊手術、あるいは去勢手術などをする人は少ない、ほとんどいないと思うので、増え続けている猫に地域の人たちは困っています。私のところにも、議員に言うたら何とかかなと思って、何回も電話も来ますし、その野良猫等に対する不妊手術について地域の人たちが協力していただけるような支援制度はつくれないかという通告でございますが、これを考えていただくヒントに、10年以上前です、これは嶺北の私の友人だったと思うんですけども、町外の方ですが、有害鳥獣に関わる猟師さんですけども、これが鹿が増え始めたので、早めに駆除したほうがよいと、県の担当課に提案をしたところ、担当課の担当者は、まだ頭数が少ないからという理由で駆除の対象にしなかった。それから数年たって、今は増え過ぎて、幾ら駆除しても間に合わなくなったと。あのとき手を打っていれば、こんな状態にはならなかったのと思うと嘆いておられました。猫は長生きです。殺処分ができないので、不妊や避妊手術をすれば、数の増加は抑えられると思います。

これは、一応ちょっと画像を見られるように照明消してくれますか。

これは、我が家に集まってくる猫たちです。タイミングよくこういうようにこっち向いてくれましたけれども、最初、うちはよその猫を飼い猫が連れてくるので、かごに入れて飼うのもかわいそうだからと思ってしていましたが、最初、被害者だったですけども、最近は加害者呼ばわりされているようです。そういう可能性がほかの人にもあると思うのですが。また、ある町の取り組みを画像で紹介して、非常にお気の毒ですけども、これ、四万十町の補助金一覧というところに、ちょうど猫のことがありましたので、ちょっと御紹介をさせていただきたいと思います。飼い主のいない猫への不妊・去勢手術の補助金についてという説明がありました。これには、雌猫は1匹につき1万5千円、雄猫は1匹につき1万円と、こういうことになっておられます。ただ、その対象は、四万十町内で飼い主のいない猫を管理している団体からの申請によりますと、こういうふうに書かれています。ここが、私がちょっと提案しております住民の協力が得られるというところに含めてのことです。金額だけではございません。それで、私が思っているのは、動物愛護活動というのは、コミュニケーションのツールになります。非常に猫は話題になります。飼い主のいない猫を管理する団体、越知で考えられるとしたら、例えば区であるとか、班であるとか、自主防災組織であるとか、老人クラブであるとか、その他既存の地域組織の方々に協力をお願いするというのも一つの方法かと思います。私より情報収集力や政策の立案能力が圧倒的に高い町職員がたくさんいらっしゃいますので、ぜひ御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか、よろしく願いいたします。

議長（高橋丈一君） 箭野環境水道課長。

環境水道課長（箭野敬祐君）おはようございます。武智議員に御答弁申し上げます。これまで猫のふん尿等の被害による地域の環境問題については、広報による啓発活動や、飼い主、または世話をしている方が分かる場合には、その飼い主等に対して、適切な飼育や管理の仕方について職員が指導を行ってきたところです。また、猫の被害を受けている方に対しては、猫が敷地に入り込まない方法の紹介などを行ってきています。猫の場合は、駆除を目的とした捕獲ができないことが法律により定められていることや、放し飼いの場合において野良猫との区別ができない場合が多いことなど、このような理由から町の対応としては限りがあります。このような中、県内の自治体では、先ほど議員が言われました四万十町の例もそうですが、地域猫活動に対する補助制度を定め、補助を行ってきているところがあります。この地域猫活動とは、猫の被害に悩んでいる地域の方たちが、住民グループ等を組織し、自治体の補助を活用しながら飼い主のいない猫をこれ以上増やさないように、不妊等手術を行うために捕獲、その後、地域にて適正に管理を行っていくといった活動です。近年、越知町においても野良猫に関しての相談が増えてきていることから、まずは地域猫活動に関する制度や、その活動内容、その効果について研究をしていきたいと考えています。以上でございます。

議長（高橋丈一君）武智龍議員。

8番（武智龍君）先ほど紹介した有害鳥獣対策課の県の職員よりもっとかなり進んだ前向きな答弁をいただいたので、ぜひ研究して、あまり増え過ぎたら、本当に同じようなことになるので、対策を打っていただきたいと。中土佐町なんかも今非常に地域猫で協力者が増えているように聞いております。よろしく願いいたします。

それでは、最後の7番目の通告についての質問をさせていただきます。町民バスの利用料金について担当課長にお尋ねいたします。バス料金に格差があり、市街地から遠方に居住されている利用者の方から、不平等感を感じるんだけれども、同一料金はできないものかということをお尋ねしている方に相談があったそうです。その方から私にお話をいただいたので、あっ、と思って、御提案をさせていただきました。

これは、ちょっと適切な表がなかったので、この前、谷ノ内の改善したときの表をいただいたものですが、このことについては、私も当初から地域交通の検討委員会に入っていましたので、非常に言いにくいところもあります。今さら何をと思われるかもしれませんが、あのときは、事の始まりが複数の地域住民から、当時無料で運行していた患者バスに一般の人が乗れないので、有料でも構わないから一般の人が乗れるようにできませんかと、こういう訴えを懇願されたことがあって、提案をした。その後の検討委員会でも、有料前提で検討することに疑問を持たなかったと、疑問が持てなかったというわけです。でも、今考えてみると、例えば憲法の問題だとか他地域の事例等も研究をしてみますと、

非常に反省するところがあります。また、仁淀川町などは、当初から均一料金で運行されていて、実際、越知町が利用料金を均一にしたとしても、財政運営にさほど影響するほどの問題がないのではないかというふうに予想いたしますけれども、見直しについて検討できないか課長にお尋ねいたします。

議長（高橋丈一君）井上総務課長。

総務課長（井上昌治君）武智議員に御答弁申し上げます。議員のほうからもお話がありましたように、町民バスの利用料金は、平成29年4月に有料化される際に、越知町地域公共交通会議において、平成27年、28年の2年間をかけて協議を重ね、平成29年3月定例会において、越知町民バス運行条例を承認していただき、近距離が100円、ここにありますように中距離300円、遠距離500円と定めております。この平成27年、28年の越知町地域公共交通会議においては、料金設定についても地域の声や、当時、先ほどのお話にもありましたように、定期路線バスであった出来地桐見川間の運賃等も参考にしまして、一律の料金の場合、距離ごとに設定する場合と複数の条件で20年間の維持経費をシミュレーションしまして、持続可能な公共交通機関を目指して現在の料金設定を定め、運行経費の一部を利用者に負担いただくということを選択しております。

先ほど議員のほうから、これを一律料金にしてもさほど影響がないのではないかというお話もありましたので、ちょっと試算をしております。令和4年度の実績を見ますと、運行経費1,344万3,640円に対しまして、利用者の利用者収入、利用者の負担のほうは104万4,150円で、差額の1,239万9,490円が町の負担となっております。これを令和4年度の利用者数、例えばですが、一律料金100円という形で試算をしてみました。そうすると、利用料収入は42万4,800円となりまして、差額の1,301万4,492円が町の負担となり、町の負担増が約60万円という計算になってきます。年間約60万円の負担増ということではありますが、今運行していますこの3台のバスの今後買換えであるとか、運行経費以外の経費も必要となること、また、仮に一律100円と仮にですがした場合に、現在100円で利用していただいておりますこの近距離の方が、今度はまた料金が変わらないので不公平感が出るのではないとか、いうことも考えられます。そういうことも含めて慎重に検討する必要があるかと思われま。

地域の实情に応じた適切な運賃料金に関する事項は、越知町地域公共交通会議の協議事項となっておりますので、越知町地域公共交通会議において今後検討してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（高橋丈一君）武智龍議員。

8 番（武智龍君）ありがとうございます。課長の言われるとおり、慎重に検討せんといかんことではあると思いますが、大豊町にしろ、それから仁淀川町にしろ、当初からこれは一律というところで、大豊町の場合は病院がないから高知市まで行く場合もバスを出していて、それについては2千円とかいうような負担も取っているようです。今後のその地域交通の在り方というのは、高知市の民間の地域交通と、越知町のような公営の交通の在り方は、また全然違ってくると思いますので、独特の課題があると思いますし、私がちょっと思うのは、例えばこういうことを聞いたことがあるんです。そんな例えば国民年金だけで暮らしているじいちゃん、ばあちゃんに対して、町外におる子どもさんたちから、もう出てきいやと。こうなったら人口が減るわけですので、計算上は地方交付税にも影響してくるであろうと、1人減ったら20万円ぐらい減るわけだと思いますので、その人口動態調査の年に減らないなら構わんと言われたらそれですけども、それとかある、そのばあちゃんからは、近くの人5回利用できるのに、私らはその5回分が1回で負担せないかんとか、例えばタクシーのチケットについても、初乗り運賃掛ける24枚かね、そういうのを今やられていますけれども、あれはうちの地域からタクシー乗ったら、2回半ぐらいでもうないなる、というようなことも聞いたりして、こういう人たちが、御高齢の方が当初はありがたいなと思ったと思うんですけども、そういう今度は利用者同士の比較をしたとき、何か嫌だなとか、そういう思いをされながら生活している姿というのを非常に私の中に焼き付いてきたので、これを検討することは価値があるんじゃないかというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

では、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（高橋丈一君）以上で、武智龍議員の一般質問を終わります。

これより、パワーポイントの片付けとトイレ休憩で10分程度休憩を取りたいと思いますが、御異議ないですか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。それでは、11時10分まで休憩したいと思います。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時10分

議長（高橋丈一君）再開します。続いて5番、小田範博議員の一般質問を許します。5番、小田範博議員。

5番（小田範博君）ただいま議長の許可を得ましたので、通告書に従い一般質問を行います。

まず、最初の1つ目でございますが、横畠集落活動センター周辺の整備についてお聞きをいたします。私も時々この施設にモーニングを楽しみに行っております。お茶を飲みながらよく耳にするんですが、これからお尋ねする2つのことであります。

最初に、進入路の拡幅の件でございますが、特に入り口付近が狭小なため、やや大きめの車、それから不慣れな方、それから高齢のドライバーの方々から冷や汗をかいたことがあると、何とかしてくれんろうかねという会話を耳にしております。この施設は、安らぎと和みを求めて訪れるところであると思っております。利用する方々が安心・安全に進入できるように早急に対応すべきではないかと思っておりますが、お考えのほど、お聞きをいたします。

議長（高橋丈一君）國貞企画課長。

企画課長（國貞満君）小田範博議員に御答弁いたします。町道薬師堂深瀬線と町道柚ノ木薬師堂線、それと横畠集落活動センターへ下っていく道路の分岐地点が狭いことは承知しています。その下っている道路と町道柚ノ木薬師堂線の境には、民有地に防風林があり、議員がおっしゃるとおりに、道路を拡幅するためにはその防風林を伐採する必要も出てきます。まずは、集落活動センターの管理者や利用者の皆さんの御意見を聞いて、必要であれば防風林の所有者に伐採の相談をし、拡幅が可能かどうかを検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）小田範博議員。

5番（小田範博君）それでは、次に駐車場の整備とグラウンド内への駐車場への進入路の舗装、これについてお尋ねをいたします。晴れているときなどは、特に問題はないと思われませんが、雨の降る日やグラウンドが湿っておるとき、車や履物が泥だらけになって、グラウンドにはまた輪型が残って、最悪な状況が続いております。こうした状況を打開するために、グラウンド利用に影響を及ぼさないところ、もしくは隣接する南側のフェンスの外には荒れ地があるわけでございますが、地権者と交渉して、駐車場に整備ができないかお聞きをいたします。

議長（高橋丈一君）國貞企画課長。

企画課長（國貞満君）小田範博議員に御答弁いたします。現在駐車場としている場所は運動場ということもあり、確かに雨天時は足元が悪いことがあると思っております。集落活動センターも活動開始から丸4年が過ぎ、モーニングなどに足しげく通ってくださる方もたくさんいますので、この駐

車場につきましても、集落活動センターの管理者や利用者の皆さんの御意見を聞き、舗装する場所や舗装の仕方、また、荒れ地の部分の借り上げなど、そして水はけの問題等を検討していきたいと思えます。以上でございます。

議長（高橋丈一君）小田範博議員。

5 番（小田範博君）2点の件についてお答えをいただいたわけですが、これからコロナの5類に移行したということもあって、利用者もますます増えてくるのではなかろうかと思えます。これから事故が起こる前に、その進入路と駐車場の整備は早急に対応すべきではないかと思っておるところです。早急に対応できない状況であれば、提案でございますが、この施設の上段、町道ですが、必要以上に広い部分があるのではなかろうかと思っておりますが、関係者と話し合いなどをして、一部に白線を入れて、一時的な駐車場にする方法もあるのではなかろうかと思っておるわけですが、そのあたりの考えはどうでしょうか、お聞きをいたします。

議長（高橋丈一君）國貞企画課長。

企画課長（國貞満君）小田範博議員に御答弁いたします。町道の一部を駐車場にすることにつきましては、過去にイベント時に町道を駐車場にできないか、佐川警察署に協議をしたときに、できないという回答であったと認識している職員と、条件付で可能と解釈している職員がいますので、改めて佐川警察署に協議をした上で、建設課とも確認をして、便利な駐車スペースができないか検討していきたいと思えます。以上でございます。

議長（高橋丈一君）小田範博議員。

5 番（小田範博君）やはり前向きな回答もいただいたわけですが、できるだけ早い対応と、地元の関係者の方々は願っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、次に、県道越知柳瀬線改良工事と柳瀬川の河川改修工事の本年度の事業費、それと工事内容等についてお話しできる範囲で結構ですので、お聞きをいたします。

議長（高橋丈一君）岡田建設課長。

建設課長（岡田孝司君）小田議員にお答えします。御答弁に当たり、高知県中央西土木事務所越知事務所へ確認しております。まず初めに、県道柳瀬越知線の改良工事につきましては、女川の宮崎商店前交差点から柴尾方面へ拡幅工事を順次施工しております。令和4年度からの繰越し工事で、

交差点から約20メートル柴尾方面の地点を起点に、約80メートルの区間を現在の道路を拡幅する工事を施工しております。事業費は約4,560万円で、完成は10月下旬を予定しております。工事内容は、主に路側ブロック積みを施工しております。なお、今回の工事においては、道路の計画高さまで施工できず、令和6年度以降になるということです。また、現在施工している箇所からコスモス荘西側を通過して現道の北側を通るバイパスを計画しております。令和5年度におきましては、そのバイパス区間のコスモス荘付近約140メートルの区間において、補償物件の調査を予定しております。予算は1千万円となっております。

続いて、柳瀬川改修工事につきましてです。こちらは、令和4年度からの繰越し工事で、柳瀬川と仁淀川の合流地点付近の土砂を撤去するために、現在工事用道路を設置しております。今後につきましては、令和4年度の補正予算4千万円で工事用道路を完成させて、予算の範囲内で河川内の土砂の撤去工事に着手する予定とのことです。また、令和5年度の当初予算は1千万円で、柳瀬川下流左岸側、いわゆる女川側になりますが、こちらを用地測量を進めるとともに、用地買収に着手する予定とのことです。以上でございます。

議長（高橋丈一君）小田範博議員。

5番（小田範博君）今、建設課長のほうから御答弁をいただいたわけですが、この道路、河川ともにまだ若干用地取得ができておらん箇所があるというのを以前お聞きしたことがあるんですが、現在は解決をされておるのでしょうか、お聞きいたします。

議長（高橋丈一君）岡田建設課長。

建設課長（岡田孝司君）小田議員にお答えします。県道柳瀬越知線のことにつきましては、現在情報はちょっとすみません、入ってきておりません。

柳瀬川の改修工事につきましては、現在も未買収が残っております。県においても、定期的に交渉を行っており、粘り強く交渉をしていくというのを聞いております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）小田範博議員。

5番（小田範博君）地元及びその関係者につきましては、一日でも早い完成を待ち望んでおるわけですが、今後の県との対応に惜しみない努力を期待しております。今後、県との対応について、町長の考えをお聞きいたします。

議長（高橋丈一君）小田町長。

町長（小田保行君）小田範博議員に御答弁申し上げます。この柳瀬川の件につきましては、工事が順次進み始めているという経過も踏まえ、今後

につきまして、せんだって県議会のほうにも要望したところであります。やはり予算がつかないと進まないということがありますので、改修を進めるようお願いをしているところであります。今後も同じように要望をしてみたいと思います。なお、道路につきましても、浸水する区間でありますので、やはり柴尾等の住民の方は、増水したときに大変お困りな状態でありますので、そちらも併せてお願いをしてみたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（高橋丈一君）小田範博議員。

5番（小田範博君）それぞれありがとうございました。以上で、私の質問を終わります。（拍手）

議長（高橋丈一君）以上で、小田範博議員の一般質問を終わります。

お諮りします。これより午後1時まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。それでは、午後1時まで休憩します。

休 憩 午前11時24分

再 開 午後 1時00分

議長（高橋丈一君）再開します。午前に引き続き、3番、箭野久美議員の一般質問を許します。3番、箭野久美議員。

3番（箭野久美君）それでは、議長にお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず1番です。多様性を尊重し差別のない社会を目指すということについて質問させていただきます。最近、衆議院のほうでLGBT法案も一応通ったようですが、まだその内容について詳しく読んだわけではございませんけれども、やっと法整備のほうも整いつつあると、完璧ではないと思いますが、そういう時代になってきたということなんですが、特に私、差別ということに対しては、昔から日本においても世界においてもこの差別というものがなくなりません。多くの差別があるわけですが、その中でもということですが、まず（1）、読ませていただきます。世界には様々な差別が存在している。日本においても、世界共通のものから独自のものまで、少なくない種類の差別が存在しております。その中で、性的マイノリティーと言われるLGBTQの人々に対する差別をなくしていくためには、学校現場において多様性について学ぶ

ことは必要と考えております。小中学校において推進していく考えはということでございますが、なぜそのまま中学校もしくは小学校でといったときに、実は岡山のジェンダークリニックというところがあります。1, 167名の受診者がおりまして、そして、そこでアンケートを取っているんですけども、約9割が中学生までに性別違和感を自覚したと回答しているというデータがございます。幼少期では、本当に6歳ぐらいでも自分の体と意識について違和感を持つ子もいるらしいです。そういう子たちは、何も知らないのですごく息苦しさを感じていると思います。要するに、知識として知ることはまず大前提であると思われるわけです。大人になっていろんな研修で確かに知ることがあるかもしれませんが、その学童、児童そして生徒のときに、やっぱりそういうことを知ることはとても大事で、その子たちの息苦しさとか、その不安感とか、そういうことを払拭するためにも、やはりそれなりの教育をしていくことが必要と考えますので、そのことについてお考えをお聞かせください。

議長（高橋丈一君）大原教育次長。

教育次長（大原範朗君） 箭野議員に御答弁申し上げます。私のほうからは、小中学校での教育活動等についての現状について、答弁させていただきます。まず、越知小学校では、令和2年度に人権教育リーダー育成事業を受け、LGBTについての理解や現状について、県教育委員会人権教育児童生徒課を招聘し、校内研修を行っております。多様な性についての理解と支援について学び、目の前の児童にも、現在や将来そういった悩みを持っている児童がいるという前提で教育活動を進める必要があることを学校全体で確認しております。

次に、越知中学校では、1年生の保健の授業の中で、性とどう向き合うか、自己形成といった単元があり、性の多様性にも触れながら、学習を進めています。あと、中学校の制服については、現在の校則では制服について学校指定はありますが、男性・女性それぞれの制服には指定しておらず、女子生徒がズボンを、男子生徒がスカートをはくことも校則違反ではありません。その制服についても、男女の区別なく着用できるデザインのものにモデルチェンジすることを検討しており、その過程でも多様性について学習する機会を持つ予定です。

このように取り組みを進めている中で学校でできることとして、常に児童生徒が相談しやすい環境づくりができるよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの相談環境の充実を図っています。文部科学省は、平成28年に性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について、という教職員の理解を促進することを目的とした教職員向けの周知資料を作成しています。また、高知県人権施策基本方針に示される身近な11の人権課題のうちの一つに、性的指向、性自認があり、人権教育推進プランの中でも正しい理解と認識を深めることが必要とされており、教員一人一人が11の人権課題に対応した支援ができるよう、まずは世の中の人権課題にアン

テナを張り、教育活動を進めています。まずは、教職員がLGBTQについて理解をし、今後も計画的に学習を進めていくべきことと捉えています。以上です。

議長（高橋丈一君）織田教育長。

教育長（織田誠君） 箭野議員に御答弁申し上げます。このLGBTQ、多様な性を表す言葉でありまして、性的少数者の総称の一つであります。近年、性の多様化も進みまして、日本におきましてもLGBTQに対する理解が少しずつ深まってきていると思っております。しかし、北欧の国のようなLGBTQへの理解はまだまだと感じております。そして、このLGBTQの抱える生活上の困難、学校であったり、就職そして職場、結婚などなどまだまだたくさんありますけれども、そういったことが基本的人権に関わる課題であると認識しております。社会の中からLGBTQを理由とした偏見や差別はなくしていかなくてはならないと思っております。まだまだ問題や課題も残っていると思っております。まずこのLGBTQの当事者にしか分からない問題があって、それがなかなか表面化しにくいこと。そして、このL、レズビアン、Gのゲイ、それからBのバイセクシャル、Tのトランスジェンダー、Qは自分の性自認がなかなか分からないクエスチョニングというふうに名称がありますけれども、それぞれの抱える問題が大きく異なることがあります。そして、学校現場においては、まだ現状教科書等への記載がまず少ないこと、そして教員の知識や理解不足、それと保護者も含め周りの大人の知識や理解不足などがあると考えております。

現在、議員もおっしゃられましたように、国会におきましても性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案が審議をされて、衆議院は通過したというふうに思っていますけれども、まだ法律案のままというふうに今ちょっと私は思っておりますが、まずこの法律案の目的、第1条では、「全ての国民が、その性的指向又は性自認に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置等を定めることにより、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等を推進し、もって全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する豊かで活力ある社会の実現に資することを目的とする。」と書かれています。なお、この法律で性的指向とは恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向であります。そして、性自認とは、自己の性別についての認識であります。

この法律案の第3条で、国及び地方公共団体の責務、第19条で、学校等における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措

置が規定されております。この法律案が成立すれば、またそういったことも我々も一緒になって考えていかなければならないと思っておりますし、人間は一人一人違いがあります。顔も身長も体重も十人十色でありますし、心もそれぞれ違います。それが当たり前です。性についても一つの形だけでなくともよいと思っております。多様性のある社会の実現に向けて、人権課題の一つとして、学校現場も含めて町全体で人権問題啓発担当の住民課や国や県等のそういった関係機関とも連携をしまして、理解を深めていく必要があると考えております。以上でございます。

議長（高橋丈一君） 箭野久美議員。

3 番（箭野久美君） 次長、教育長ともに丁寧な回答をいただきまして、ありがとうございます。制服については、ユニセックスの制服というの、今どんどん増えていっております。今、校則では規定、特にないということで、実際、今現在いらっしゃいますし、あと学校のトイレのほうもちょっとずつ改修が進んで、多目的なトイレもできておりますし、少しずつそういう部分では解消されていくかと思っております。また、先ほど教育長のほうが、法律がこれから先どうなるか分からないということですが、法律は一つ後押しにはなるかもしれませんが、法律ができていなくても、やはり教育長が言われたとおり、これはもう人権の問題でもあります。LGBTQだけでなく、世の中の多くの差別というものを解消していくためには、やはり教育という現場はとても重要な場所になると思いますので、これからもそういうことに、特に教える側も、そして習う側も、やっぱりダイバーシティの意識ということが今これからとても重要であると。それはSDGsの取り組みにも明言されております。やっぱりSDGsって、ただその今言葉がはやっているだけではなくて、本当にあの内容の重要な部分を我々ができるところからやっていくというのが重要だと思いますし、今お考え聞かせていただきましたので、その方向でやっぱりまた頑張っていってほしいと願っております。

次にいきます。同じように、LGBTQに関することなんですけれども、今度はちょっとパートナーシップとかということを書いておりますが、早いところでは2015年、渋谷区がまず登録パートナー制度というのを初めて導入して、ここには書いてあります2023年1月10日現在では255の自治体が導入し、とありますが、4月10日現在では278と増えております。そして、人口カバー率も65.2から68.4%になっております。いろんな裁判も、また最近もありましたが、今度は憲法第14条ですよね。一部だけ読ませていただきますと、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」以下続きますけれども、この解釈によって、今裁判されたものに関してそのパートナーの登録ができないとかいうことが違憲であるというのが増えてきています、日本においても。世界においては同性婚を認めている国もありますが、日本がそこへ到達することはまだまだすごい長い

年月がかかるであろうと思われまじし、日本においてそれが成立するともちょっと今現在思えませんが、それでもパートナーシップ制度ということが重要なことであることは間違いありません。パートナーということに関していえば、その2人の関係性ということになりますが、もう一つ、ファミリーシップ制度ということもあります。同性同士でパートナーになったときに、そこに子ども、例えば養子であったりいろんなことで子どもも持てますよね。それはファミリー制度、ファミリーシップ制度ということになりますが、この制度も土佐清水市なんかはもう既に導入しているというのを聞いております。こういうことは、今法律がどうなったからどうせいということではなくて、今から研究そして検討して、越知町でもどういうふうにするかという、そういうことを考えていくもう時期には十分来ているのかなと思っております。それについて、この制度についてパートナーシップ、ファミリーシップ制度、この制度について研究、検討しているのか、そして、していなければこれからすることはあるのか、そういうことについてお伺いいたします。

議長（高橋丈一君）小松住民課長。

住民課長（小松大幸君） 箭野議員に御答弁申し上げます。パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度については、これから研究、検討を進めたいと考えております。5月の名古屋地方裁判所、6月の福岡地方裁判所での同性婚訴訟については、ほぼ毎日のように報道されております。性の多様性についての社会の考え方を知る機会となり、性的マイノリティーの人々が置かれている状況の過酷さを感じております。

さて、箭野議員の御質問でも説明がありましたが、日本では法律上性別が同性同士では婚姻が認められておりません。パートナーシップ制度は、戸籍上同性のカップルなどがお互いを人生のパートナーとして日常において経済的、物理的、精神的に協力し合うことを約束した関係であることを各自治体で証明する制度です。自治体が独自に定めるもので、法律的効力はありません。導入市町村、先ほど箭野議員からもありましたが、この制度を設ける県、市町村は現在300を超えていると人権擁護に関する資料にあります。婚姻制度とは異なり法的効力はありませんので、公式な自治体数は把握されておきませんが、高知県内には現在6つの自治体がパートナーシップ制度を設けております。そのうち、土佐清水市がカップルと共に暮らす子どもも含め、家族として証明するファミリーシップ制度を導入しております。

パートナーシップ制度ですが、これは自治体が2人の関係性を認め、証明することで、公営住宅への入居や病院での面会に関する規制緩和、生命保険の受取人になることなど、これまで受けることのできなかった公共サービスや民間サービスを受けることを可能にしています。第6次越知町総合振興計画の趣旨に、多様なニーズや新たなライフスタイルに対応し、安全に安心して暮らせる持続可能な町づくりの実現とあります。

LGBTQの人々は、人口の8%から10%前後とされています。生物学的な性のみだけではなく、社会的・文化的につくられる性を学ぶことは、自分自身と他者について考え、また多様な社会への気づきとなり、安全安心して暮らせる持続可能な町づくりにつながるものと考えております。

パートナーシップ制度につきましては、そのような学びとともに越知町でできることについて、国や県、他市町村、また関係団体の取り組みを調査、考察していく必要があると考えております。制度について研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（高橋丈一君） 箭野久美議員。

3番（箭野久美君） 自治体が300を超えたとありますが、県自体がもう全て取り入れている。それを1つと考える場合もありますし、それぞれが各市町村で1個ずつと考えることもありますので、その数自体はあれですけども、人口の70%ぐらいをカバーしているということは、もう随分浸透してきたということでもありますし、また企業においても、今度法案のほうでもありますけれども、そういうことを考えなければいけないということになって、割と目新しいところでは、ユニクロというところが既にパートナーシップを取り入れて、扶養手当みたいなものをそのパートナーに渡せるとか、そういうのはもう既にニュースで聞いたこともあります。いろんな意味で、例えば相続の問題であったりとか、そういうことが今までそれをやるためにいびつな養子縁組をして家族になるということを知っております。そういうことではないんだよということも彼ら発信していますし、あと研究してくださることなので、これから考察も兼ねて、ぜひともみんなが暮らしやすいところへ到達していっていただければいいかなと思っております。一応町長に対しても質問をしていたんですけども、町長の考えもお聞きしてよろしいでしょうか。

議長（高橋丈一君） 小田町長。

町長（小田保行君） 箭野議員に御答弁を申し上げます。今回の（1）、（2）の質問に対して、教育の必要性ということも非常に大事だと思います。今、それぞれ御質問、それから答弁の中にもありましたけれども、今まさに裁判をやっている中、それから国会で性的少数者への理解増進法という、正式名称はそういうことのようなですね。それで、これは国民的議論が必要だと私は思っています。一方で、自治体でパートナーシップ制度を導入しているというところもあると。今、住民課長が申しましたように、これから研究をしていくということでもあります。ただ、やは

り一番肝心なのは、大人がどうなのか、それから親が、保護者がどうなのか、地域がどうなのかということも、非常にこういった我々が住む過疎地域においては重要だと思っております。そういったことも含めまして、教育現場でこれからどうしていくのかという点と、それからパートナーシップ制度、それを研究した上で、どのような形で導入していくのか。あるいは時間を要するかもしれませんが、そのあたりはこれから進めてまいりたいと思います。全体的に、議員も言われましたように、差別ということはあってはならないことでありますので、いろんなケースがあろうかと思っています。また、教育現場においても、子どもたちそれぞれ課題がございます。ですから、やはりこういったことも、まず何かから手をつけるのか、子どもたちに対しては、そういう考えも必要だと思いますし、地域においても何に対して一番ニーズが高いのかということも大事だと思っていますので、いずれにしましても、これから研究、検討してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（高橋丈一君） 箭野久美議員。

- 3 番（箭野久美君） 差別解消ということはとても難しい問題で、今回はLGBTQについて私も質問させていただきましたが、そもそも女性の人権の問題とか大きな問題としてありますし、もう世界人権宣言されて70年ちょっと、それから婦人に参政権ができて70年ちょっと、この70年を長いと見るか、短いと見るか。けれども、その以前からやっぱりこういうマイノリティーの方の差別というのは存在していると。やっぱり我々勉強していかなければならない課題であるとは思っております。町長も勉強してくださるということを明言してくれましたので、やっぱりここはみんなで勉強しなければならないことだと思います。実は私、この質問を考えるときに、ChatGPTですかね、最近iPhoneに入れられるようになりましたよね、一番本当の、本当のやつというのもおかしいですけども、偽物もいっぱいありますのでね。ちょっと相談してみたわけです。LGBTQの差別をなくすためには、どのようにしたらいいのかと。ちゃんと英語で頑張って打ち込みましたら、だーっと出てきたんですが、割とまともなことをGPT答えてくれまして、やっぱり教育現場において意識向上とかということがまず大事であると。それから、やっぱり法的な保護も含まなければいけないと。それから、あとはメディアがどういう報道をしていくかという。最近ちょっと皆さんも御承知かもしれませんが、「新婚さんいらっしゃい」、近々のところでフランスで同性婚されたカップル出ていましたし、実はドラマなんかでも意外と同性同士のいろんなものがストーリーとして上がってきています。やっぱりそこら辺、メディアの力というのもすごいのかなど。そういうこともありながら、みんながやっぱり同じ方向を向いて考えていくということが、これからLGBTQに限らず、大事ななど。

我々の近々の問題です、昨日かですかね、ハンセン病の問題も出ておりましたけれども、そういう差別もいまだに存在していると。アイヌの

問題であるとか、同和の問題であるとか、もう様々ありますが、今回LGBTQやらせていただいたのは、やはり誰かがここで一石投じることで、越知町の人にも今、ああ、こういう問題出ているのかと、町議会でも取り上げたのかと、そういう感じでちょっと皆さんに知ってほしいということがあって、今回質問させていただきました。

それでは、次の問題に移りたいと思います。次は、減災対策というふうにしておりますが、今まで私、いろんなことやったときに、防災対策ということを使ってまいりました。厳密に言うと、防災と減災はちょっと違いますよね。実は、ちょっと高校生に防災と減災の違いを知っていますかと言うたら、知っていました。さすが高校生やなと思って。じゃ、大人はどうかとといったときに、「ん」という感じ、やっぱりちょっとありました。防災というのは、なかなか個人でできるものではありません。要するに災害を、言うたらゼロに近くしていくというのが、基本的に大きく言えば防災ですよね。減災というのが、我々ができる、努力できる部分であると思います。減災で重要なのは、公助、自助、そして共助。特にこの自助と共助というのが、我々が一番住民が活躍できる場ではないかと思っております。そこで、まず現在、本町に防災士は何人いるのでしょうか。

議長（高橋丈一君）谷岡危機管理課長。

危機管理課長（谷岡可唯君） 箭野議員に御答弁申し上げます。日本防災士機構にも確認をしておりますが、現在、越知町には15人の防災士がいます。

以上でございます。

議長（高橋丈一君） 箭野久美議員。

3番（箭野久美君） 平均1人ずつぐらいいっているという感じでしょうかね。一遍に2人通ったりもしますけれども、そんな感じで増えているのかなと思います。この防災士、資格を取得するためには経費がかかりますが、その助成金が越知町にはあると存じております。それは幾らで、また年間何人分ございますか。

議長（高橋丈一君） 谷岡危機管理課長。

危機管理課長（谷岡可唯君） 御答弁申し上げます。越知町防災士資格取得支援補助金交付要綱の補助金額については、防災士資格取得試験受講料で3千円、防災士認証登録料5千円、1名分としては経費約8千円ということになります。

また、年間何人分あるかという御質問でございます。平成30年度からの実績により、令和5年度予算は3名分2万4千円を予算計上してお

ります。ですが、この補助金につきましては、受験終了後に支払うものでございますので、受験者が増えた場合には補正で予算で対応いたします。以上でございます。

議長（高橋丈一君） 箭野久美議員。

3 番（箭野久美君） 防災士という資格がすごい重要なものであるというよりは、この防災士の勉強をすることが実は自分の身を守るということの一つになっていくのかなど。自助と共助の部分にすごく役立つというふうに私は考えております。そして、最近では小学生が防災士になったとか、最近では愛媛県の小学生が満点で合格したとかというニュースも入ってきておりますが、この防災士資格を取得するための勉強、これをする事で、自助、共助が力強くなるのではないかと。ですから、この資格取得を中学生や高校生に積極的にアピールしてはどうかという提案でございます。ちなみに、国立高知工業高等専門学校においては、この防災士の資格を取ることで単位が1つ認定されるというのも聞いております。言うたら高専の生徒は比較的多数防災士の資格を取っているようでございますが、越知町においても、若い世代が、資格取得するまで至らなかったとしても、勉強することで、例えば町の中に中学生、高校生があの子は何か防災士になったよと、何かあったらあの子に相談したらええかみたいな感じで、ちょっとずつ町の集落が活気づくのではないかとも思っております。次の質問にもつながりますが、中学生、高校生にアピールしてはどうかということをお考えをお聞きいたします。

議長（高橋丈一君） 谷岡危機管理課長。

危機管理課長（谷岡可唯君） 御答弁申し上げます。防災士の資格取得につきましては、研修内容が基本的に成人を想定していること、試験があること、救急救命講習があること、防災士に期待される一般的な社会的役割等を考えると、中学生以上が望ましいとされております。ただし、議員がおっしゃったとおり、小学生が合格した例もありますし、80歳以上の方が防災士になった例もあるようです。

越知町の防災士資格取得支援補助金においても、補助対象者の年齢制限はありません。若い世代に防災士資格取得制度を推奨することも有効な手段であると思います。近年は、異常気象による自然災害が多発しております。今の時代は防災知識、災害の知識がある大人、若い世代の防災に対する考え方、またスマホ等の扱いに強く情報収集にたけた子どもというようなことは、これからの防災を考える上でキーワードになると考えております。これから成長して社会人になり親となっていく世代に防災教育を進めることは、大変重要なこととなります。中学生、高校生など若い世代の方でも資格を取得できるということを町民の皆さまにお知らせするよう、啓発の検討をしていきたいと考えております。以上で

ございます。

議長（高橋丈一君） 箭野久美議員。

- 3 番（箭野久美君） ぜひともその啓発がうまくいって、越知町の中学生、高校生が資格取得できるようになったら、すごくうれしいことと思います。それが4番につながります。自主防災組織の活動、コロナ禍もあって滞っていると思われま。活性化するための支援策、または対策をお聞きするんですが、本当にそこに中学生、高校生が自主防に入ってくると。例えば私、今女川に住んでおりますけれども、その1区の自主防災組織、一応大きく2つに分かれております。その中に、いわゆる高齢、やっぱり多いですよ。その高齢化の方が抜けていくと。そのときに、やっぱりここに、どんな役割でもいいですけども、中学生とか高校生、特に中学生は越知中にいるわけですから、平日、越知町にいるわけですよ。そういう子たちがこの自主防に入ってくると、何か物すごく活気あふれていくようになるのではないかなと。その活動自体も、要するに子どもから大人までが一体となって活動できるのではないかと。活動するのも何か難しい勉強するのではなくて、楽しくやっていけるようなこと、そういうことをぜひとも危機管理課もしくは住民課などで考えていってほしいと思っております。そのことについて、対策について何か考えがあるのか、また課長にお伺いいたします。

議長（高橋丈一君） 谷岡危機管理課長。

危機管理課長（谷岡可唯君） 御答弁申し上げます。以前私も、総合学習で中学2年生が危機管理課に来ていたときに、かなり多くの質問をいただいたわけですが、中学校が避難所になった場合、避難所運営で私たちが手伝えるようなことはありますかというふうに質問されました。中学生であれば手伝えることはたくさんありますというふうに答えたことはあります。今は小中学校でも防災教育もされていますので、災害について関心を持つ子どももいると思います。できれば、中学生にも訓練の企画であるとか運営に関わっていただいて、若い世代の意見も参考にするということが行われれば、よい訓練になっていくし、自主防の活性化にもつながっていくと考えております。

また、支援策という部分でございますが、町の補助として越知町みんなで備える防災総合補助金というのがあります。対象は自主防災組織の育成を図る事業、必要な資機材等の整備、自主防の活性化の支援の補助となっております。1組織当たり55万円以内の補助ということになっております。自主防災組織の活動の活性化につきましては、それぞれの地区において、この地区ではどのような災害が起こる可能性があるのか、またどのような準備をしておいたらいいのか、確認をしていただき、学習会や訓練などの活動を行っていただくことが有効であると考えており

ますが、現在、そのような活動は積極的に行われていないというのが現状であると認識をいたしております。台風等の大雨、河川氾濫、土砂災害の警戒に対する対策として、自主防災組織と消防団の具体的な活動を協議し、実践につなげていくことが重要ではないかと考えております。それぞれの地区での避難所活用や要支援者への対策を具体的にする取り組みを検討していくことも重要であると考えております。

また、昨年12月のこれまでに経験したことのないような大雪の後でございます。地区には設置している防災倉庫の物資についての要望がありました。地区の備蓄物資の見直しということも課題となっております。地区への補助対応を含め、地区の方の御意見も聞いて検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（高橋丈一君） 箭野久美議員。

3番（箭野久美君） コロナも5類になったということで、だんだんと活動をしていく自主防もあるかと思えます。お金のことに関しても、またいろんな企画を地区が上げてきたときには、ぜひ相談に乗っていただいて、活発な訓練ができるような支援をしていただきたいと思えます。そして、全町挙げての避難訓練、もう随分前になったと思うんですが、これはいつだったのか。そしてまた、その訓練するということは、現実的な問題として、やっぱり訓練していないと、いざというときに何もできないということはもうとても考えられることなので、すごく重要であると思うんです。過去がいつだったか、そして今度いつやろうと思っているのか、そういう考えをお聞かせください。

議長（高橋丈一君） 谷岡危機管理課長。

危機管理課長（谷岡可唯君） 御答弁を申し上げます。これまで越知町での防災訓練や学習会は、自主防災組織ごと、また避難所運営マニュアルの作成時に各地区で実施をしてきておりますが、全町を対象としての避難訓練とはいう御質問でございますので、過去に実施した大規模な学習会や訓練について答弁をさせていただきます。古い話になりますが、平成18年5月に防災学習、越知町こどもキャンプとして、越知小学校で児童（「防災キャンプじゃないですか」の声あり）すみません、越知町こども防災キャンプを、越知小学校で児童約500名を対象として実施しております。学習内容は、降雨体験装置及び土石流3D体験シアター、救急訓練、消火訓練、明かりづくり、啓発講義、非常炊飯実習、パネル展示等でした。また、平成23年9月に越知町地域のみんなで自主防災訓練として、町民会館への避難訓練でしたが、当時、自主防災組織ができていた2区、3区、5区、7区、8区、9区の自主防災組織を対象として実施しております。訓練内容は避難誘導訓練、消火訓練、応急手当講習、防災講演会、防災グッズの展示販売、炊き出し訓練でした。参加人数は367人でした。平成25年9月には、同じく越知町地域の

みんなで自主防災訓練ということで、全町域を対象として準備をしておりましたが、台風の影響で悪天候が予想されたため中止となっております。毎年の行事として、保幼小中の合同避難訓練を行っております。

また、訓練をすることは重要であると思うが考えは、ということでございます。コロナ禍であったことも要因ではありますが、近年、多くの町民が参加する訓練は実施できていない状況でございます。防災関係の計画はたくさんありますが、現在の計画は日本各地で起こった災害を教訓として、国や県のマニュアルに基づき各自治体が作成している机上の計画となっております。越知町は地形上の特性もありますので、実際に経験する災害対応や訓練により計画どおりに実践できるのかを検証し、計画を見直していくことが重要とされております。避難所運営につきましても、要支援者への対応、育児世帯への配慮、ペットの対応、仮設トイレ対応、最近では車での車中避難対応などが課題となっております。また、防災対応に女性の視点の意見を取り入れることが重要で、よりよい避難所運営につながると言われております。議員御指摘のとおり、訓練をすることは大変重要なことですので、避難訓練を企画し、実践に向け検討をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（高橋丈一君） 箭野久美議員。

3番（箭野久美君） 訓練企画するのは大変かと思えますけれども、やっぱり何回も何回も繰り返しやることで身につけていくこともありますので、ぜひともその実施計画をつくっていただいて、やっていただきたいと、実行していただきたいと思っております。

では、最後の質問になります。1人1日水3リットル必要とか、よく皆さん御存じと思いますが、備蓄ということは皆さんされていると思いますが、その備蓄方法として、1つローリングストック、これはよくニュースなどでもやっておりますが、何年も置ける水も売っていますし、何年ももつパンの入ったのも売っていますが、それはそれとして非常持ち出し袋に入れるであるとかという一つの備蓄の仕方もございますが、ローリングストックというと、日々食べた分だけまた買い足すという、そのローリングをさせることで慌てなくて済む。また、例えば今回のようにコロナで外出できなくなったときも、ある程度のそういうストックをしておけば、慌てて誰かに物を買ってきてもらうとかということもなくて済むということで、1つローリングストックのやり方とか、どんなものを今やったらいいのかというヒントとか、そういうものを広報などで、ちょこっとでもいいと思うんですよ。毎月、今月、こんなはどうですかみたいな、そういうお知らせをして、皆さんに啓発するという、そういうことを推進する考えはございませんか。

議長（高橋丈一君） 谷岡危機管理課長。

危機管理課長（谷岡可唯君）御答弁を申し上げます。家庭での備蓄については、毎年広報紙等で継続して啓発を続けております。昨年から非常時の持ち出し品の展示をしておりますが、今年の夏から家庭での備蓄食料品の展示を準備しております。また、昨年の小中学生の防災学習でも、家庭での備蓄の重要性の話をしております。災害発生後の3日間につきましては、防災行政の公助には限界があるという考えの下、家庭で自らの身の安全は自らで守るという意識を持っていただき、個人備蓄での対応をお願いしていきたいと考えております。

公的備蓄では多額の費用や保管場所が必要となり、消費期限に伴うロスも発生してきます。個人が食料、飲料水などを平常時から災害の備えとしてローリングストックによる備蓄を行えば、課題解決にもつながります。越知町内でも、住んでいる地域によって災害のリスクも異なります。また、家族構成も様々ですので、高齢者がいる家庭、子どもがいる家庭などで準備していくものも異なってきます。家庭での備蓄は家庭で検討していただき、災害に備えていただきたいと考えております。災害時の備蓄品は新商品もたくさん出てきておる状況でございます。家庭で備蓄すべきもののお知らせであるとか、ローリングストックのやり方など、備蓄に関する啓発というのは繰り返し続けていきたいと考えております。以上でございます。

議長（高橋丈一君） 箭野久美議員。

3番（箭野久美君） 自分の身は自分で守ることが基本であります。まず自助ができてこそ、次が共助につながると思っております。先ほど防災士15名に増えました。ちょっとずつ増えています。そういう人たちがやっぱり地域に対して何ができるのかは分かりませんが、またそのほら防災士の集まりで、防災士が今何ができるかという会を以前1回持ったんですけれども、やっぱりコロナで何も活動できないという時期がありましたので、またそういうことも考えて、自分の地域に対して何かできることがあれば防災士みんな働くと思いますので、そういうことも企画していただけたらいいかなと思っております。

水に関しては、本当にすごい高いお水はもつんですよね、何年も。ところが、その消費期限が近づいてきたときに、それではその水をどうするかとかということもありますので、そういうことを例えば今水を買えば何年持ちますよ、みたいな、何かそういう、何だろう、ちょっとした意識を何か広報とか、何とかやってもらえると、例えば9月に備品を新しく展示するとかもありますけれども、必ずしもみんながその展示を見に行くわけではございません。やっぱり保健福祉センターや町民会館に行かれる方は見ますけれども、例えば中学校であるとか小学校であるとか、そういうところにもちょっと展示をするのも一つの手かなとも考えております。

今回ちょうど、そうですね、これから台風シーズンにもなりますし、雪のこともありましたが、どっちかというとは高知県というのはやっぱり台風、土砂災害であるとか洪水であるとか、そういうので避難をされる方もいると思います。そういう避難の仕方であるとかも、防災士、勉強しておりますので、自主防に積極的に防災士を入れるというのも一つの手かとも思います。いろんな意味で安心安全で暮らせる町づくりのために、危機管理課、大変かとも思いますけれども、主導を取って考えていってほしいと思います。今回、5類に移行して久しぶりにマスクなしで質問させていただきました。やっぱり息がしやすくてよかったと思っております。今回、私の質問、これで終わりです。ありがとうございました。（拍手）

議長（高橋丈一君）以上で、3番、箭野久美議員の一般質問を終わります。

これより2時まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。それでは、2時まで休憩します。

休 憩 午後 1時50分

再 開 午後 2時00分

議長（高橋丈一君）再開します。引き続き、9番、岡林学議員の一般質問を許します。9番、岡林学議員。

9番（岡林学君）議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

まず1点目、中山間地域の少人数集落の飲料水確保という通告をいたしております。飲料水がなければ、誰も生活はできません。本町は、安全な飲料水の確保は常に考えて毎年整備がされていると思っておりますが、まだできていない地区もあります。私はまだ全地区に行って確認をしたわけではございませんが、聞いた地区は少人数集落で高齢化になり水源地の管理や配管の維持ができない状態にだんだんできておるといってお聞きいたしまして、水源地の管理や維持に対する援助が必要な状態がますます近くなってきておるといことで、材料費や人的な援助が必要になってくると思っておりますが、その辺をどのように考えておるかを質問いたします。

議長（高橋丈一君）箭野環境水道課長。

環境水道課長（箭野敬祐君）岡林議員に御答弁申し上げます。近年、地域の高齢化により、水源地管理や維持が困難になってきているとの声を耳にし

ます。これに対し、町では、越知町小規模水道施設の維持管理に関する補助金といった支援を行っています。これは、水源、ろ過池等の清掃、施設の機能を維持するために行う作業を集落外の者に委託した場合にかかる費用の8割を補助するものです。

なお、この補助金は受益戸数が4戸未満の場合は、世帯の負担が割高になるといった理由から9割の補助となっております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）9番、岡林学議員。

9番（岡林学君）小規模集落に対する補助事業もあるという答弁でございますけれども、なかなか町外の方にこれを依頼するというところもあるという答弁でございましたけれども、やはりこれは何とか町内でできるような形も取っていかねばならないというふうに思いますけれども、一応補助もあるということで、それについて関連ですけれども、2番でございますが、現在使用している配管やホース等がかなり古くなりまして、劣化や災害が起こった場合の修理が必要なきがでてきますけれども、このときにも町の補助はございますか。（「議長、休憩お願いします」の声あり）

議長（高橋丈一君）小休します。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時04分

議長（高橋丈一君）再開します。箭野環境水道課長。

環境水道課長（箭野敬祐君）岡林議員に御答弁申し上げます。先ほどの質問の中で、私のほうがちょっと説明のほうが悪かったみたいで。（「小休お願いします」の声あり）

議長（高橋丈一君）小休します。

休憩 午後 2時05分

再 開 午後 2時05分

議 長（高 橋 丈 一 君）再開します。

環境水道課長（箭野 敬祐 君）すみません、失礼いたしました。先ほど、私のほうからは、集落外の者に委託した場合と説明のほうはしたんですけども、議員のほうにおきましては町外というふうに理解されていたというので、こちらのほうちょっと訂正のほうをお願いしたいと思います。

（「集落外の」の声あり）集落外です、はい。集落外なので、町内。（「休憩お願いします」の声あり）

議 長（高 橋 丈 一 君）小休します。

休 憩 午後 2時06分

再 開 午後 2時06分

議 長（高 橋 丈 一 君）再開します。

環境水道課長（箭野 敬祐 君）失礼しました。続きまして、次の質問の答弁に移りたいと思います。給水管、配水管など長期にわたり利用した場合における経年劣化や損傷などは、どうしても避けることはできません。このような配管についての敷設替えを行う場合に、部落水道施設補助金があります。この補助は、地域での修繕等が困難で業者に工事を依頼する場合において、かかる費用の6割以内での補助を行っています。また、そのほかにも地域が原材料をもとに地域住民で修繕を行う場合において原材料費の全額補助を行っています。先ほどの補助も含めまして、補助制度であるため、事前の申請が必要です。また、地域の方でどのような事例が補助に該当するのかなど分からない場合は、まず環境水道課まで御相談をしていただきたいと思います。以上でございます。

議 長（高 橋 丈 一 君）9番、岡林学議員。

9 番（岡 林 学 君）私の答弁に対する理解がまずかったということは分かりましたけれども、やはり、先ほど質問の中で言いましたけれども、地区が高齢化になってきておって、なかなか地区内ではできないという状態がだんだんできておるとい現状ですので、これを8割、6割のそれぞれの補助があるということですが、人数は少なくなってきたおるが、その経費的な材料代とかそういうものは同じわけですよ。

人数が少ないから距離を短くすると、そんなようなことはできないわけですね。そうなってくると、地域の今おいでの方の負担金がかかり、以前からいうと人口的に多くなるというのが現状ですので、その辺も踏まえてもう少しそういうふうな地域に対する補助を上げるというような、そういうふうな考えはございませんか。

議長（高橋丈一君） 箭野環境水道課長。

環境水道課長（箭野敬祐君） 岡林議員に御答弁申し上げます。1番の質問のときに、回答の中で受益戸数が4戸未満の場合は世帯の負担が割高になることから、9割の補助としているということで御答弁を申し上げたところでございます。以上でございます。

議長（高橋丈一君） 小田町長。

町長（小田保行君） 岡林議員に私からも御答弁申し上げます。その水の問題は、それぞれの集落によって当然人数も違うわけです。工事内容も変わってきます。それぞれの集落に応じた形で、できる限り水に困らないようにというのが基本的な考え方です。今後において、あまりにも負担が大き過ぎるという場合、そういった場合には、また別の考え方も必要だと思っています。これは、今の配管、ホースの交換の話ですね。比較的大規模ではないで、今の制度がこれという説明ですので、今後、具体的に負担が大きくなるような事例に対しては、また検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（高橋丈一君） 9番、岡林学議員。

9番（岡林学君） 町もこの地域の水道に関しては非常に心配してくださっておるというふうに私も思っておりますし、やはり地区によって全然その内容が違いますので、その辺も考慮した上でこういうことには取り組んでいただいて、できるだけ町としての補助、助成を考えていっていただきたいということはお願いをしておきます。

（3）に移りますけれども、最初言いましたように、非常に町内の水道設備は年々整備をしておると、今回の予算の中にも谷ノ内の水道設備の予算の計上もございましたけれども、地区において簡易水道が設置をされてきておりますが、このときに、簡易水道が設備されたときに、今使用している水が使用できるので、これの簡易水道を私は引かなくても構わないという方も何人かいらっしゃいました。しかし、今後水源地の管理ももうすぐできなくなるのではないかと。水源地の環境も変わってきて、非常に厳しい状態が出てくるということで、今後この簡易水道を利用したことを考えて、そういうふうな設備を家に引き込むことをしなければ、水が来なくなる時期もあるんじゃないかというふうに心配をしてお

る声を聞きます。そのようなときに、どのような手続をしなければいけないのか、また負担金とか助成はあるのかについてお聞きをいたします。

議長（高橋丈一君） 箭野環境水道課長。

環境水道課長（箭野敬祐君） 岡林議員に御答弁申し上げます。簡易水道を設置するに当たって、利用の意向を示していなかった方が後々においてその水道を利用したいといった場合、利用希望者は町指定の給水装置工事事業者に工事を依頼していただきます。その後、事業者を介して給水装置工事施工許可申請書を提出していただいた上、自宅から近くの水道本管までの接続をしていただくこととなります。この際、本管接続に係る工事費負担は自己負担となり、またそのほかに新たに水道に接続することとなりますので、新設分担金などの費用が必要となります。この費用負担については、既に水道を利用されている方についても同様に御負担をいただいているものです。なお、この際の助成制度についてはありません。以上でございます。

議長（高橋丈一君） 9番、岡林学議員。（「議長、ちょっと休憩」の声あり）小休します。

休 憩 午後 2時15分

再 開 午後 2時20分

議長（高橋丈一君）再開します。9番、岡林議員。

9番（岡林学君）今の質問に対するちょっと確認といいますか、補足になるかもしれませんが、今簡易水道として本管はあちこちにもう引いておると。それから、地域の個人の方が引きこむときには、いろいろ距離的にもあって、その経費といいますか、引込みのお金が十分かかる、高い人も、近くて安い人もおるということですが、本管から取り出してメーターをつけて自分のところへ取り込んでもらうときに、どういうふうな助成等があるかどうかについてお聞きをいたします。

議長（高橋丈一君） 箭野環境水道課長。

環境水道課長（箭野敬祐君） 岡林議員に御答弁申し上げます。この本管接続に係るということで、本管からメーターまでは自己負担になっておりまして、その距離の部分は十分分かりますが、これはもう皆さん平等に御負担いただいているものでして、この際の助成といったものはございませ

ん。以上でございます。

議長（高橋丈一君）9番、岡林学議員。

9番（岡林学君）よく分かりました。これから、先ほども言いましたけれども、この簡易水道を利用する方が増えてきて、役場に御相談に来る方がおいでだと思いますので、その辺も今のように本管から自分のところに引き込むのは自己負担であると、メーターは役場が設置をしますということで、その辺は十分に理解をしていただけるような説明をしていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

最後に、最初言いましたように、町長も行政もこの水に関しては非常に重要であるということは認識をしてくれておと思いますが、今後、町内の各地区でどれだけの飲料水の問題がある地区、人数があるか、全部はまだ把握は恐らくできていないのではないかと思いますけれども、まだまだこういうような簡易水道、それから場所によっては少人数地区において、ちゃんと取水口の管理とか、そういうところもやったところも私どもも見て、視察にも行って見てきております。ですので、今後、地区により場所等の状況も違うと思いますけれども、必要な地区には町から地区の方、区長さん、それから個人の方にお話をして、アドバイス等もして、飲料水の確保についての、ぜひプロですのでそういうふうな、こういうふうになれば安くいくし、ここはこういうふうな助成がある、これは個人負担になりますというようなことをフォローしていただいて、ぜひ飲料水の確保を整えてもらいたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、2番に移ります。2番の通告といたしまして、高齢者や障がい者等の家庭ごみの収集という項目で質問をいたしております。これは、高齢者や障がい者などの家庭のごみを集積所まで持ち出すことが困難な世帯があります。町の社協は訪問して、そのときに家のごみを預かってきて倉庫に置いてから処理に出しているということをちょっとお聞きをいたしました。しかし、民間の介護をしているような事業所はこういうことはできていないというふうなこともらっとお聞きをいたしました。そこで、私がちょっと勉強しまして、お聞きしましたら、佐川町は町内全域を対象に、ふれあい収集事業として集積所まで持ち出すことが困難な世帯のごみを町が戸別に、各個人の家に戸別に収集する事業を行っている。大変すばらしい事業を行っておりますが、本町もこういうふうな事業ができないかをお聞きをいたします。

議長（高橋丈一君）箭野環境水道課長。

環境水道課長（箭野敬祐君）岡林議員に御答弁申し上げます。誰もが住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けたい、そう願う一方で、高齢者や身体等に障がいを持つ方が住み慣れた地域で暮らしていくに当たっては様々な問題があり、その一つがごみ出しの問題だと考えています。これまでは

ステーションの位置の変更や集積所の増設など、住民サービスの向上に努めてまいりましたが、さらなる高齢化に伴い、新たな課題が生じてきている現状です。今回御質問いただき、戸別に収集する体制ができないかといったことに関しまして、まずは先行的に実施している自治体、先ほど言われました佐川町もそうですが、がありますので、制度内容等研究をさせていただきたいと考えます。以上でございます。

議長（高橋丈一君）小田町長。

町長（小田保行君）岡林議員に少し補足をさせていただきます。佐川町が、シルバー人材センターだと聞いておりますけれども、委託しているというのは私も聞いております。そこで、どういった方を対象にしているのかというところがあるように伺っていますので、そのあたりがどこで、例えば介護度であれば要介護3なら3、例えばですね、そういったところで、それ以上の方であるとか、それから年齢であるとか、それから障がいの有無であるとか、いろいろ制度の中身で対象者を、申請があったときになるかならないかも含めてやられているということですので、そういった意味で、ちょっとその制度について研究させていただいて、確かなかなかごみ出しをようせん高齢者が町なかでも増えております。課長も言いましたように、ステーションをできるだけ近くにということでやっておりましたけれども、なかなかかなわないところも実際あって、私どもも非常に苦慮しておるところでありますので、御質問の内容をこれから研究して、早い時期に対応できるようにちょっと考えていきたいと思えます。以上でございます。

議長（高橋丈一君）9番、岡林学議員。

9番（岡林学君）町長からも前向きな気持ちのお話もございましたけれども、私が勉強したことで、ちょっと報告させていただいて、またこれを参考にして考えていただきたいと思うんですが、先ほど申しましたこの「お気軽に御相談ください、佐川町ふれあい収集事業を開始します」という、こういうふうなチラシがございます。これを、お話を聞いて私はもらってきておりますので、ちょっとここで参考にさせていただいて、ぜひ越知町にも考えていただきたいと。これは調べたらすぐ分かると思えますけれども、この事業、ふれあい収集とは家庭ごみをごみ集積所まで持ち出すことが困難な世帯に対して、町が戸別に収集に伺い、住み慣れた地域で安心して暮らしができるような支援を行う事業ですと、もうすばらしいことです。以前も、ごみのことに関して私も質問をしました。集荷場といいますか、そのごみを出すところが遠いとか、それから持っていける人が隣におれば、区長さんに頼んで持っていってもらいゆうとか、そういうふうな状況で越知の方は対処しておるというようなことも、以前にもありましたけれども、この事業の対象世帯として、佐川町に居住しており、世帯員自ら家庭ごみをごみ集積所まで持ち出すことが

困難な65歳以上の高齢者や障がい者等の世帯が対象になりますということで、集積できるのは燃えるごみ、不燃ごみ、資源ごみ。粗大ごみや引っ越し等の大量のごみはこれは駄目ですよと、あくまでも家庭から出るごみですよということで、週に1回ですけども、佐川町全体を2つの地区に分けて、木曜と金曜日、不燃、資源ごみは第3の火曜日と第4火曜日と、こういうような形でやって、町のこの事業に対する個人負担はないようです。個人負担はなし。町は、これをどのような金額でシルバー人材センターに委託しておるかということを知りましたら、1回が3千円、軽トラックで。それから、トラックを出した人は2千円そのトラックの持ち出しに出しておりますと。それから税が300円で、5,300円の単純計算でお金がかかりますということです。これは町が全部その費用は出しておるということで、佐川は取り組んでおるといことでございます。

申請については、これは佐川町の役場のほうの町民課で申請を受けてくると。本人による申請書の作成や提出が困難な場合は代理の方での申請ができます。親族、ケアマネジャー、訪問ヘルパーなどもこの申請ができますと。これには介護保険被保険者証など対象になる手帳の写しを送付してくださいと。それから、ここで今度は審査になるわけで、誰でもいけませんのでね。ここでは町の職員が自宅を訪問し、ごみ出しの状況等についてお伺いをしますと。そして利用決定通知の送付をし、利用の可否についての通知を送ります。それから収集開始を自宅まで、自宅の方に行って自宅のごみはここへ置いてくださいねという、そこまで確認をして、玄関先とか倉庫とか車庫とか、そこまで決めて出しておると。そこまでの話合いをしてからやっておるといことでございます。

それで、今何人ぐらい佐川町でこの事業を使っておりますかと聞いたら24人、現在この事業を使って、佐川町内全域で24人の方がこの事業を使っておると。シルバー人材のここにかかわっておる方にもお聞きしましたが、非常に取りに来てくださる方は助かっておるといことで、それはぜひ越知町も考えたらええというお話もお伺いをしました。そういうことでございますので、いま一度今のこの流れ、町の取り組み等の佐川町の話聞いて、町長、最後に一言、どういうふうなお感じを持たれたか、もう一言お聞きをいたします。

議長（高橋丈一君）小田町長。

町長（小田保行君）岡林議員に御答弁申し上げます。これまでも本町中心に、粗大ごみの搬出については広域の3町で清掃センターとも話をしてやった経過もあります。ごみ出しは非常に大変なところもあるんですが、やっぱり大事なのが、制度をつくったときにそれぞれが自分もやってもらいたいというところ、考えと、いやちょっと対象外ですよといったところの、そこら辺の御理解していただくところはかなりエネルギーを

使わないかんようになると想像しています。そういったことで、やはり町民の皆さんに御理解いただける、こういう方が対象ですと、審査もこういうふうにしていますよということを理解していただくということが大事だと思いますので、そういったことも十分研究して、制度化してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（高橋丈一君）9番、岡林学議員。

9番（岡林学君）今町長が言われたように、どういう方にこの事業を使ってできるような形を有効的な形にできるかという、それは確かにあります。そういう中では審査もある程度厳しいようなことにもなるかと思えますけれども、本当に困っちゃう方がおいでということ、私は介護の仕事をしておる人にも聞きましたが、そういう人は確かにいるという現場で仕事をしている方もそういうふうに言われておりますので、ぜひこれは現実にもう隣がやっておりますので、またシルバー人材センターというのも、越知町も入って一緒に活動もしておるので、そういう中でも十分いろいろな問題点もお聞きができると思いますので、お聞きをして、それから本町の取り組みの内容等も詳しく精査して、ぜひつくっていただきたいということをお願いしまして、また次回に質問したいと思いますけれども、今日はこれで私の一般質問を終わります。（拍手）

議長（高橋丈一君）以上で、岡林学議員の一般質問を終わります。

これより、午後2時50分まで休憩したいと思いますますが、御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。それでは、午後2時50分まで休憩します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時50分

議長（高橋丈一君）再開します。引き続き、1番、小田壮一議員の一般質問を許します。なお、本人から申し出のタブレットの使用を認めます。

1番、小田壮一議員。

1番（小田壮一君）議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今日の朝は、越知中学生が傍聴に来ていただきました。今は、ちょっと以前に中学生だった方々が傍聴に来ていただいております。何とか一生懸命頑張って質問をさせてい

たきます。

まず最初に、大きな1番目の道路及び情報発信についてです。3月29日高知新聞社の社説欄に「転換期を迎えた土佐観光、博士の新休日」の見出しで記事が掲載されていました。その中で、牧野博士や植物を中軸に据え、県内各地も足並みをそろえた観光振興の新しいアプローチだと書かれていました。町長が行政報告の中で越知町観光協会のトレッキングツアー参加者が昨年比に大幅に増加している。個人やバス会社のツアーなどで横倉山に1日100人から200人ほどの観光客の方々が登っておられる日もあった。横倉山自然の森博物館には、4月、5月の2カ月間で昨年度1年間の3割の入館者が既にあったと述べられていました。本町もこのらんまん博覧会を通じて人材が育ち、ノウハウも蓄積され、それが継続的に観光振興や活力につなげていくことが期待されます。町内、町外、県外または海外からも来られる観光客の方々が満足していただくために、さらなる配慮が欠かせません。

そこで、(1)の質問です。町道横倉線と大樽の大樽線について、観光客目線では工事が遅れていると思われても仕方ないと思います。町道の横倉線においてはまだ工事をやりゆうかよという声をお聞きしますし、大樽の滝の入り口では1日に1台か2台は車が来て引き返しているというのをお聞きします。それで、これは先にお答えしておきますが、工事を請け負っている建設会社のことを問うつもりはありません。この工事の遅れの要因と今後の進捗見通しについて聞かせてください。

議長（高橋丈一君）岡田建設課長。

建設課長（岡田孝司君）小田議員にお答えします。町道横倉線におきましては、横倉山第2駐車場から第3駐車場までの約600メートルにおいて、観光客などの車両の安全確保を目的とし、防災・安全対策交付金工事としまして令和4年7月から着手しており、これまでに4工区に分けて工事を発注しております。この工事は、国の社会資本整備総合交付金を活用しており、有効幅員を広げることを目的とした側溝の蓋がけを主に行っております。計画延長約600メートルのうち、令和4年度末までに2工区で約300メートルが完了しております。残り2工区の約300メートルについては、令和5年3月定例議会において繰越承認をいただいた後、令和5年度へ繰越しして施工中でございます。繰越工事の2件のうち、1工区は施工が完了し、残り1工区については6月22日が完成期限となっております。この4工区の工事での路線は完了となります。続いて、町道大樽線につきましては、県道伊野仁淀線との分岐点から大樽の滝駐車場までの約530メートルにおいて、観光客などの車両の安全確保を目的とした改良交付金工事に令和3年度から工事に着手しております。この工事も、国の社会資本整備総合交付金を活用しており、

有効幅員を広げ、道路の線形を是正することを目的とした改良工事です。令和4年度につきましては、令和5年度へ繰越して、現在工事は完了しております。しかしながら、山手のり面を掘削施工しており、まだそのり面処理ができておりません。そのため、通行させるには危険と判断し、現在通行止めとしております。今回予算を計上しており、承認をいただければ早急に次期工事の発注をし、のり面の処理をいたします。なお、この路線は幅員が狭く、通行をさせながらの工事は不可能であります。そのため、どうしても通行止めをしなければなりません。大樽の滝を見に来ていただいた方には大変申し訳ないと思いますが、御理解のほどよろしく申し上げます。

工事の進捗につきましては、令和4年度までで18%です。完了は令和9年度を目標としております。工事請負契約時に年度内に標準工期が確保できないもの、いわゆる工期が3月31日以降になる工事につきましては、議会において繰越承認をいただくまではその年度の最終日3月31日が工期となります。議会の承認をいただいた後、正規な工事日数による工期に変更する流れとなりますが、今回はこの手続により工期が延長されたものであり、工事の遅延による工期延長ではありません。今後におきましては、繰越しが想定される工事につきましては、発注前に議会で承認をいただき、正規な工事日数で契約できるように努めてまいります。以上でございます。

議長（高橋丈一君）小田壮一議員。

- 1 番（小田壮一君）答弁ありがとうございました。横倉線は、私、こういうのをつくるために5月24日に確認に行きましたら、片方の説明の板には5月16日までと書いています。私は5月24日であったので、もう終わっているかなと思って、ずっと横を向いたら6月22日と書かれていました。これは今、4工区とか言われたんですけども、来たお客さんから見たら本当に分かりづらいなという気がいたします。だから、この辺の説明の仕方、表示の仕方というのもやはり工夫が必要かと私は感じました。

それで、大樽の工事については、先ほど9年と言われたんですけど、ホームページで見たら令和5年3月31日で終わりますとホームページで書いています。それで、5月の終わり頃行ったら、ずっとまた横見たら、令和6年3月31日までですと表示されています。えっ、また1年も延びるのかと、こう思っておりましたが、今日はその6がひっくり返って9年になっています。今度は令和9年まで延びるというお話です。これは別に、そういうことをできる限り観光客の方とかそういう方に分かりやすく理解してもらうための表示の仕方があるのではないかというように思うわけです。ぜひそういったことにもちょっと努力をお願いしたいなと思います。

次に、（2）の質問です。本町の観光情報を知ろうとしますと、必ず越知町のホームページが出てきますので、その中で道路工事状況や食事

どころの紹介などでちょっと事実と違いがあり観光客の方が困惑される事態になっていることがあると思われませんが、本町としてこういうことを把握されているのかを聞かせてください。

議長（高橋丈一君）岡田建設課長。

建設課長（岡田孝司君）小田議員にお答えします。まず1点、先ほど工事看板のことにつきまして、令和6年3月31日になっているということでしたが、すみません、あちらにつきましては、うちは議員から指摘を受けて現地を確認しましたところ、設置しているものは間違いだったということで、申し訳ございません。（「確認してきました」の声あり）確認しました。申し訳ございませんでした。

なお、先ほど申しました令和9年度を目標、あくまでも予算がついての目標でありますので、工事が延びるわけではございません。単年度ごとにやっていて、大体令和9年度になるということで考えておりますので、その辺のところ御理解のほどよろしく願います。

まず、ホームページの間違いです。私どもの建設課のほうで間違いがありましたので、御報告させていただきます。間違いというわけでもないですが、すみません、訂正がありましたので御報告させていただきます。まず、町道横倉線の工事におきまして、今年の4月のNHKテレビ小説らんまんの放送開始に伴って登山者が増加することを予想されていたことから、工事受注者にもその旨を共有して、協議の結果、工事の完了を約1カ月前に前倒しして5月中旬に完成の予定で、町のホームページに情報を掲載しておりました。しかしながら、増加した登山者への対応と時間制限通行止めで施工していることに加え、天候不順も相まって、工事の完成の前倒しが難しくなってしまう、当初の工期のとおり6月22日に修正しました。このことについては、当課としても見込みが甘く、余計な期待を持たせてしまったことに対しておわび申し上げます。梅雨入りし、天候不順が続いておりますが、標準工期末の6月22日を目指して進捗管理をまいりますので、御理解のほどよろしく願います。以上でございます。

議長（高橋丈一君）國貞企画課長。

企画課長（國貞満君）小田壮一議員に御答弁いたします。議員の御指摘のとおり、ホームページの一部に更新が行われず、古い情報を掲載しているところがありました。ここで改めておわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。ホームページの更新につきましては、各課担当者自身で更新ができる部分と、企画課のホームページ担当者が作業をすることで更新ができるところがあります。いずれにしても、掲載した担当者なり係が情報の鮮度を見極めて小まめに更新作業をしていかなければなりません。その点がおろそかになっていましたので、課長会で問

題を共有し、職員に徹底することにしております。御指摘の箇所につきましては、修正や注意書きを追加していますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

議長（高橋丈一君）小田壮一議員。

1 番（小田壮一君）ぜひ、町内の方もそうですし、町外、県外とか、そういう方もやっぱり結局ホームページを見るわけですので、ぜひそういったところで事実と違わないように、迅速に対応していただければというように思います。

（3）の質問ですが、もう國貞課長は答弁されたかどうか分かりませんが、質問させていただきますと、観光情報の正確性や例規集などを含めた更新作業の迅速化、こういったことについて私は課題を感じております。越知町ホームページのさらなる管理強化が必要と思われまけれども、本町の考えを聞かせてください。

議長（高橋丈一君）國貞企画課長。

企画課長（國貞満君）小田壮一議員に御答弁いたします。例規集の更新につきましては、まず議会終了後に委託業者に対し例規集のシステム更新の依頼をかけます。その作業が約3カ月かかり、システム更新が終了すればすぐにホームページに反映されることになっています。議員がおっしゃるとおり、正確性、迅速性が課題であることは認識しております。現在のホームページは、平成27年度に全面リニューアル、平成28年度に一部リニューアルをしており、ウェブサイト制作的にも既に全面リニューアルの検討時期は来ております。しかし、全面リニューアルには莫大な費用がかかるため、適当な財源がない現状では簡単にリニューアルはできないと判断しています。財源の研究を続けながら、繰り返しのなりますが、職員が小まめな更新作業を行うことでアクセス数を増やし、越知町をさらにPRしていきたいと考えています。以上でございます。

議長（高橋丈一君）小田壮一議員。

1 番（小田壮一君）システムのリニューアルとか、結構お金かかると思いますし、先ほど言われたように、ぜひ小まめにチェックをお願いしていただければというように思います。よろしくお願いたします。

それでは、次は2番目のデジタルサービスについての質問でございます。Society 5.0とは全く聞き慣れない言葉ですが、サイバー空間、これ仮想空間というんです。あとフィジカル空間、これは現実空間、これを高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会、ソサエティーであり、第5期の科学技術基本計画において初めて提唱された我が国が目指す未来社会の

姿とのことです。その前のSociety 4.0は、現在の情報社会ということですが、私などはデジタル難民であり、現在でもはるかに後れを取っておりますのに、Society 5.0など全く想像もつきません。しかし、デジタル社会は私を置き去りにしてどんどん進んでおりますが、嘆いてばかりではいけないと思っております。

そこで、(1)の質問です。デジタル社会においては、マイナカード、光通信網、スマホが3大基盤です。本町はマイナカード普及促進、光ファイバーの活用促進に取り組んでおりますけれども、デジタルサービスを推進するためにはさらにスマホが普及し、多くの町民がスマホの機能を利活用できるようになることが重要と考えますが、本町の考えを聞かせてください。

議長(高橋丈一君) 井上総務課長。

総務課長(井上昌治君) 小田壮一議員に御答弁申し上げます。スマートフォンはデジタルサービスの活用ツールとして非常に有効と考えております。

本町のスマートフォンの普及率については、残念ながらデータはありませんが、高知県の普及率は令和4年度の総務省の調査では82.6%という数字が出ております。全国平均はちなみに90.1%となっておりまして、本町はもちろんこの県平均よりさらに低いのではないかとというふうに考えております。

現在、町民の皆さんのスマートフォンの活用の状況については、3つに分かれるのではないかとというふうに考えています。1つは、スマートフォンの機能を十分に活用できる方、もう一つはスマートフォンは持っているが、まだ使い方に不安のある方、もう一つは、スマートフォンの利用はまだ難しいというふうに考えている方に分かれるのではないかと思います。このデジタルサービスを推進するためには、それぞれに合った方法が必要ではないかと考えます。また、導入に当たっては、費用や効果の検証、場合によっては新技術の開発まで必要となる場合もありますが、推進する方法として考えられるものを少し述べてみたいと思います。

まず、スマートフォンの機能を十分に活用できているような方に対しては、今進めておりますオンライン申請などのサービスや、例えば地域通貨であるとか、健康、防災など使いたくなるアプリの提供というようなことが考えられると思います。また、スマートフォンは持っているが使い方に不安のある方、大勢いらっしゃると思いますが、これに関してはスマホ教室などの相談会の実施などが考えられるのではないかと思っております。実際、県のスマートフォン活用サポーター養成事業を活用して、本町でも地域おこし協力隊等が養成講座を受講しまして活動をしております。県に質問したところ、今後県のほうもあつたかふれあいセンターの職員等にも受講してもらいたいというふうなお話も聞いて

おります。また、スマートフォンの利用は考えていない方、あまり使えない方という方に関しては、例えばスマートフォンの要らないマイナンバーカードとかを利用したサービスの導入、例えばになります、マイナンバーカードを利用した書かないワンストップ窓口であるとか、コンビニ交付、これは行っております。また、公共交通の決済であるとか地域通貨、ポイントなどが考えられますが、導入に当たっては研究・検討はかなり必要になるかと考えております。

以上のように、スマートフォンを利用できる方にはよりよいサービスを、利用できない方には無理にスマートフォンをという形でなくても、利用できる方と同等までとはいかなくても、デジタルサービスを利用できるような環境整備が必要ではないかというふうに考えております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）小田壮一議員。

- 1 番（小田壮一君）ありがとうございました。ぜひSDGs、誰一人取り残さない社会、そういった取り組みに越知町もぜひ取り組んでいただければというように思います。

次は、（2）の質問なんですけれども、先般、横島集落活動センターで、先ほども井上課長が言われたんですけども、2名の協力隊員がスマホ相談会を開いていました。その日は30名ぐらいの住民の方々が喫茶でモーニングを食べながら会話をされていたり、スマホについての困り事を協力隊員に相談している人がいまして、にぎわっていました。その中で、私もこれは待ちかねていたチャンスと思い、越知町メールとフェイスブック、これのアプリをインストールしてもらいました。この2回目もやったんですけども、2回目の相談会ときには、PayPayのアプリをインストールしてもらいました。今では、産市でコーヒーを飲んだりとか野菜を買ったりするときにこのPayPayで支払っております。職員の人はPayPayおじさんと呼んでいただいています。このことを隊員の方にお話ししましたら、隊員の方も大変喜んでいただきました。ドコモに私、相談に行くと、必ずドコモの人が言われるのは、これはドコモが提供したアプリではないけれどもと迷惑がられる気がして、こっちからデジタル化は急いではなかなか難しいなと思っていましたけれども、行くのは嫌と思うような気持ちになっておりましたけれども、協力隊員の方がこのようにして説明していただくということを大変私は喜んでいて、助かっています。操作がなかなかまだできないので、すみません。デジタル化は、急いではなかなかミスが出たりするので、時間をかけて確実に進めていくべきですけれども、私はこのような取り組みを継続していくべきと考えておりますけれども、本町の考えを聞かせてください。

議長（高橋丈一君）國貞企画課長。

企画課長（國貞満君）小田壮一議員に御答弁いたします。地域おこし協力隊の加藤隊員と佐藤隊員の2名がスマートフォンサポート会を開催しています。横畠集落活動センターでは既に2回開催し、大変好評でしたので、女川のあったかふれあいセンターでも開催しています。このサポート会の開催は現時点では困り事の解消がメインですが、地域おこし協力隊には別の思いがあります。隊員が東日本大震災に遭った際の経験でスマホがないと情報収集ができない、スマホは災害時にとても重要な役割を果たすツールであると感じたようです。そのため、スマホは難しい、私にはとても無理というように、はなからスマホを触らないという高齢者を減らし、花の写真を撮ったり花の名前を調べたり、日頃から楽しみに使いながら、いざというときには災害情報も入手できるという、そここのところまで持っていきたいという考えです。町の情報配信システム、越知町メールが今月中旬から新システムに移行します。LINE機能も追加されます。先々は高齢者もスマホでこのシステムを利用し、災害時に備えてほしいと思っています。今後は、社会福祉協議会に委託しているミニデイサービス開催地区やあったかふれあいセンターのサテライト地区など、山間部でもサポート会を開催したいと考えていますので、現在スマホを所有しているかなどを調査しています。以上でございます。

議長（高橋丈一君）小田壮一議員。

- 1番（小田壮一君）私、この間、こういう協力隊員の方が相談会をしているのを見てこれだと思って、一応日高の、要はスマホが100%とか言われている、その担当の方にアポイントを取ってお聞きしに行きました。聞きに行ったんだけど、やっぱり越知町の今のやり方のほうが私はすごくいいと思っております。先ほどの課長の答弁でもお聞きしたとおり、ぜひこれを進めてやっていただければというように思います。よろしくをお願いします。

次は、大きな3番目の、毎度おなじみになりそうな図書館についてでございます。毎年4月30日が図書館記念日で、5月1日から31日、これまでが図書館振興の月になっております。それで、貼り出されたポスターには「図書館をもっと身近に暮らしの中に」とキャッチフレーズが書かれていました。私は長い県外生活をしてUターンで戻ってきましたけれども、この町には残念ながら本の数が本当に少ないと感じております。それを補うためには、この図書館の果たす役割が重要と強く感じております。まず、（1）番目の質問ですけれども、本の森図書館の少ない蔵書を補うための書籍検索端末の導入が急がれておりますけれども、予定を聞かせてください。

議長（高橋丈一君）大原教育次長。

教育次長（大原 範朗 君）小田壮一議員に御答弁申し上げます。書籍検索端末については、今年度導入で予算を確保しており、現在はパソコンの納品待ちと検索システムの導入へ向けての手続きを進めている最中で、6月末までに導入する予定です。お待たせして申し訳ありませんが、できるだけ早く導入するようにします。以上です。

議長（高橋 丈一 君）小田壮一議員。

1 番（小田 壮一 君）ぜひ6月末には導入ができるようによろしくお願いします。

先般、図書館に安倍晋三回顧録を購入してほしいと要望しましたら、しばらくして行ったら、購入したと言って見せてくれました。私はさっそく借りて、あれ500ページぐらいあるんですけども、厚い本でしたが、感動を持って読みました。返却した後、しばらくして行ったときに、本棚に置いていただいているかと思ったら、ないねと聞きましたところ、ほかの人に貸出しをしているとのことで、うれしく思ったんです。次に今度は改正民法不動産登記法、これ3,850円するんですけども、買ってほしいと要望しましたら、しばらくして行ったら、別の図書館から取り寄せた本を、これを見てくださいと言われて、今借りております。ちょっと残念でした。本当はもしかしたら買ってくれるかと思えばよかったら、ちょっと甘かったと、こういうことです。そこで、（2）の質問ですけども、本の森図書館の書籍購入の年間予算額、それと選書方法、それと購入時期について教えていただきたいと思います。

議長（高橋 丈一 君）大原教育次長。

教育次長（大原 範朗 君）小田壮一議員にお答えします。予算額については、令和5年度は80万円となっており、例年80万円が基本となっています。

選書方法は、本の森図書館で決めている選書基準にのっとり、リクエストや新刊情報を基に選書しています。選書基準は2つあり、1つは図書館に必要と思われるもの、例えば郷土史や話題のもの、今は牧野博士やらまん関連などが話題のものとして選書しています。2つ目は、町民の皆さんに活用いただけると思われるもので、これは来館者のニーズや興味のあるようなものを選書しています。購入時期については、年間予算を分散して随時購入をしており、おおむね月1回の発注を心がけております。以上です。

議長（高橋 丈一 君）小田壮一議員。

1 番（小田 壮一 君）ありがとうございました。

次に、（3）の質問ですけども、公立図書館の目的は住民の教育と文化の発展に寄与することです。また、先ほど話しましたが、ポスター

のキャッチフレーズにありました、もっと身近で暮らしの中の図書館にするには、図書館サービスの向上が重要です。そのためには、図書館協議会を置くべきと考えますが、本町の考えを聞かせてください。

議長（高橋 丈一 君）大原教育次長。

教育次長（大原 範朗 君）小田壮一議員にお答えします。昨年の9月議会で小田議員から御質問を受けて、教育長が図書館協議会も必要なら設置も検討したいと答弁しております。検討した結果、協議会を設置したいと考えております。昨年の9月14日に目安箱を設置しており、数は少ないながらも図書館への意見や要望もありました。ただ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館にするためにも、協議会設置は必要と感じました。設置時期につきましては、今年度中に条例改正や委員の選定、報酬などの検討を行い、令和6年度に協議会を設置したいと考えております。以上です。

議長（高橋 丈一 君）小田壮一議員。

1 番（小田 壮一 君）本当にどうもありがとうございました。

中学校の図書室とか小学校の図書室なんかも、何か支援員の方がおられたりとかして、私、よく何か充実しているなという気がいたしますし、結構そういう本を読むのを促進されていると、そんな取り組みもされていて、すごくよくやられているなという気がします。この本の森図書館と中学校の図書室、小学校の図書室とか結構連携してやられているということも要は感じております。ぜひ今後そういう協議会とかそういったものを置いて、本の森図書館だけでなく、そういう図書室との連携ももっとさらに強めながら、全体として誇れる図書館に、越知として誇れる図書館にしていただければなというように思います。ぜひよろしく願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

議長（高橋 丈一 君）以上で、小田壮一議員の一般質問を終わります。

お諮りします。本日はこれにて散会したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。明日13日は午前9時から開会します。それでは、散会します。

散 会 午後 3時30分